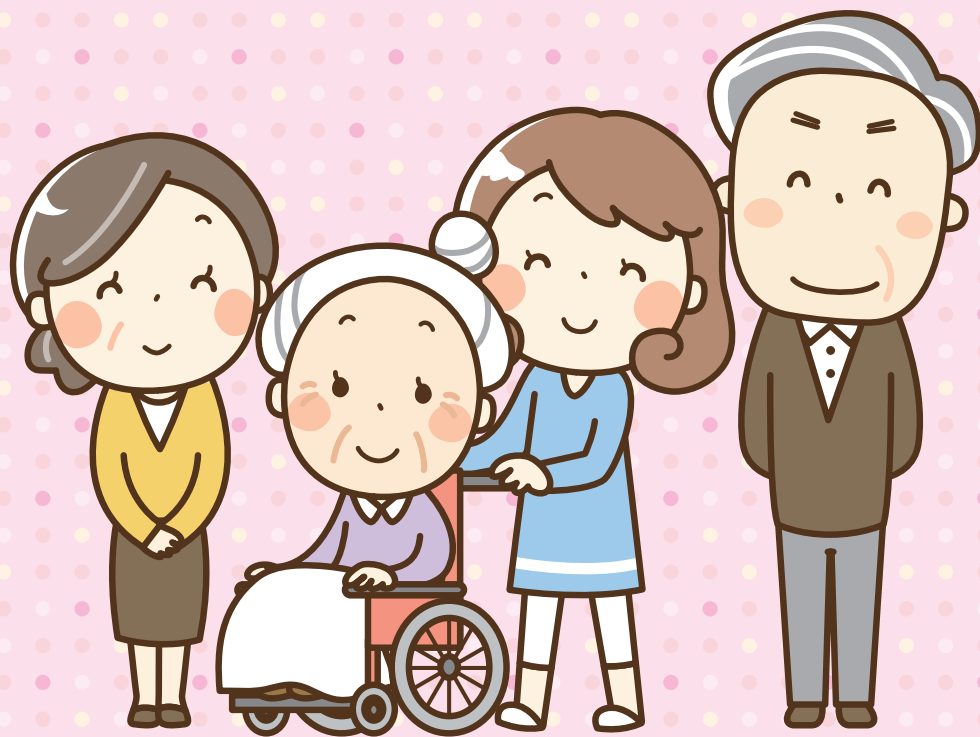


# 涌谷町 高齢者福祉計画・ 第7期介護保険事業計画



平成30年3月

涌谷町

**涌 谷 町**  
**高齢者福祉計画・**  
**第7期介護保険事業計画**

**平成 30 年 3 月**

**涌 谷 町**



# 目 次

<b>第1部 総論</b> .....	<b>1</b>
第1章 計画策定にあたって .....	3
第1節 計画策定の背景と趣旨 .....	3
第2節 計画の法的根拠 .....	4
第3節 計画の期間 .....	5
第4節 他の計画との連携 .....	5
第5節 策定体制 .....	5
第2章 高齢者を取り巻く現状と将来の見通し .....	6
第1節 人口の状況 .....	6
第2節 高齢者世帯の状況 .....	8
第3節 要支援・要介護認定者の状況 .....	9
第4節 高齢者の意識等 .....	10
第5節 介護保険サービスの利用状況 .....	16
第3章 計画の方向性 .....	19
第1節 基本理念 .....	19
第2節 基本目標 .....	20
第3節 本町における地域包括ケアシステムについて .....	23
第4節 計画の体系 .....	24
第5節 日常生活圏域 .....	25
第6節 第1号被保険者数、要介護認定者数の推計 .....	25
<b>第2部 各論</b> .....	<b>29</b>
第1章 認知症支援対策の推進 .....	31
第1節 認知症支援体制の充実 .....	31
第2節 認知症高齢者（家族）支援 .....	33
第2章 高齢者保健福祉施策の充実 .....	36
第1節 高齢者の健康の保持・増進 .....	36
第2節 地域での自立した生活支援 .....	39
第3節 地域の連携強化 .....	41
第4節 ボランティア活動の支援 .....	42
第3章 生きがいづくり・交流の推進 .....	43
第1節 スポーツ・レクリエーション、学習趣味活動の充実 .....	43
第2節 交流活動の促進 .....	46
第3節 老人クラブ活動等への支援強化 .....	47
第4章 地域支援事業の充実 .....	48
第1節 介護予防・日常生活支援総合事業 .....	48
第2節 包括的支援事業 .....	53
第3節 任意事業 .....	60

第5章 介護保険サービスの充実 .....	61
第1節 介護保険サービスの基本方針 .....	61
第2節 介護保険の円滑な実施 .....	61
第6章 地域で安心して生活できる環境整備 .....	63
第1節 災害時の安否確認体制の整備 .....	63
第2節 住環境の整備 .....	64
<b>第3部 介護保険事業の見込み .....</b>	<b>65</b>
第1章 介護保険サービス事業量の設定 .....	67
第1節 介護保険サービス事業量設定の基本的な考え方 .....	67
第2節 居宅サービス・介護予防サービス .....	69
第3節 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス .....	74
第4節 施設サービス .....	76
第2章 介護保険事業費、介護保険料の見込み .....	77
第1節 介護保険事業費の見込み .....	77
第2節 第1号被保険者保険料の見込み .....	79

# 第1部 総論

---

第1章 計画策定にあたって

第2章 高齢者を取り巻く現状と将来の見通し

第3章 計画の方向性



# 第1章 計画策定にあたって

---

## 第1節 計画策定の背景と趣旨

---

### ■高齢化の進展

我が国においては、世界に例を見ない速度で高齢化が進行し、平成27年の国勢調査によると、65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合（高齢化率）は26.6%となっており、国民の4人に1人以上が高齢者となっています。今後、「団塊の世代」が後期高齢者となる平成37（2025）年には、一層高齢化が進むことが見込まれ、これにいかに対応していくかが大きな課題となっています。

なお、本町における65歳以上人口は、住民基本台帳では平成29年には5,614人となり、高齢化率も33.7%と、3人に1人以上が高齢者となっています。今後も進行が予想される人口減少、高齢化に対応した施策の推進が求められています。

### ■高齢者像の変化

超高齢社会においては、豊富な知識と経験を持つ高齢者自身がまちづくりの貴重な担い手として地域社会に貢献していくことが大きく期待されています。特に、間もなく70代に差し掛かっている団塊の世代が、地域社会の担い手として活躍できる場を確保されることが介護予防にもつながると考えられます。

一方、高齢者の一人暮らし世帯や認知症高齢者の増加、核家族化や近隣関係の希薄化等、高齢者を取り巻く環境が変化してきており、社会全体で高齢者を支える仕組みの必要性がますます高まっています。

### ■介護保険制度の改正

平成12年に導入された介護保険制度は、要介護者を社会的に支える仕組みとして着実に浸透・定着する一方、介護給付費が増大しています。国は、3年ごとの計画改訂に合わせ、介護保険法やその他関連法の改正を行ってきました。

平成29年においても、介護保険法やその他関連法の改正が行われ、中長期的な視点をもって、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現を目指すこととしています。



## 平成 29 年 介護保険制度改正のポイント

### I 地域包括ケアシステムの深化・推進

#### 1 保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取り組みの推進

- ・データに基づく地域課題の分析による効果的な介護予防の実施
- ・地域包括支援センターの機能強化
- ・居宅サービス事業者の指定等に対する保険者の関与強化
- ・認知症施策の推進

#### 2 新たな介護保険施設の創設

- ・新たな介護保険施設として「介護医療院」を設置

#### 3 地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進

- ・介護保険サービスと障害福祉サービスを同一事業所において実施する「共生サービス事業所」制度を新設
- ・有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化
- ・障害者支援施設等を退所して介護保険施設等に入所した場合の保険者の見直し

### II 介護保険制度の持続可能性の確保

#### 4 現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し

#### 5 介護納付金における総報酬割の導入

### III その他

#### 6 医療計画との整合性の確保

## ■趣旨

こうした社会情勢や高齢者を取り巻く環境の変化に対応し、住民一人ひとりが長生きして良かったと実感できる、心の通い合う豊かで元気のあるまちをつくるため、住民と協働のもと、健康・福祉・介護、生涯学習・社会参加、就業、生活環境の各分野から高齢者を支えることを目指し、前期の涌谷町高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画（以下「第6期計画」という。）の見直しを行い、さらに両計画を一本化し、新たに「涌谷町高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

## 第2節 計画の法的根拠

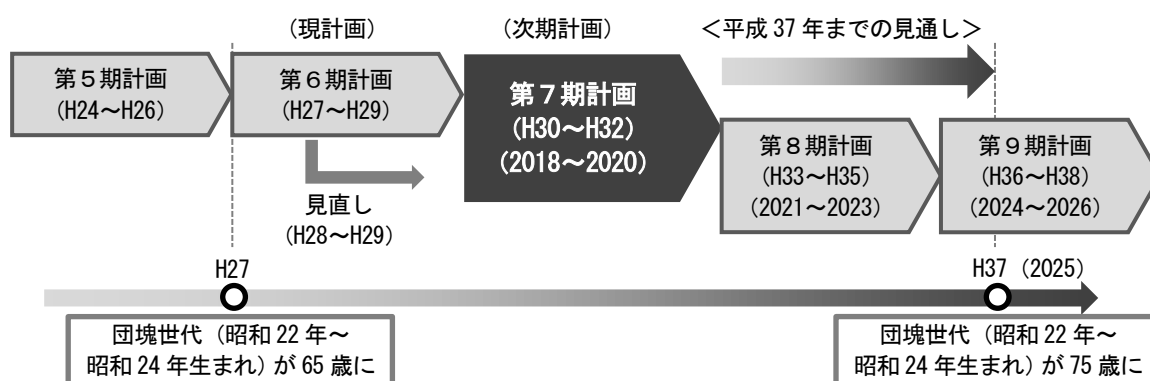
本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「高齢者福祉計画（老人福祉計画）」と介護保険法第117条の規定に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定しました。

なお、老人保健法第46条の18に基づく「高齢者保健計画」は、老人保健法が高齢者医療確保法に移行し、該当施策の法的根拠が健康増進法に位置づけられたため、策定義務はなくなりましたが、本町においては、介護予防の観点から高齢者の健康づくり、健康診査等に関する項目については、その方向性を示すものとします。

### 第3節 計画の期間

本計画は、平成30年度を初年度とし、平成32年度を目標年度とする3年間の計画です。

計画の基礎となる人口や要介護等認定者数については、介護保険制度改正の基本的な考えとの整合を確保するため、「団塊の世代」（昭和22年～昭和24年生まれ）が後期高齢者となる平成37（2025）年度を含めた推計を行い、3年間の取り組みとして、介護保険サービス量（目標量）等の設定を行います。



### 第4節 他の計画との連携

本町では、計画期間を平成28～平成37（2025）年度とする「第五次涌谷町総合計画」を策定しています。本計画は「第五次涌谷町総合計画」における保健福祉分野の施策大綱「健康長寿に向けたまちづくり」に向けた分野別計画の一つとして策定しました。また、同時期に改訂する「地域福祉計画（第5期）」や「涌谷町障害者プラン・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」、さらに、同時期に県が策定する「第7期みやぎ高齢者元気プラン」や「第7次宮城県地域医療計画」との整合性をとりながら、計画策定を進めました。

### 第5節 策定体制

本計画は、町長が健康と福祉の丘運営委員会に諮問し、同委員会により協議及び策定されました。

本町の高齢者の実態を把握し、計画策定の基礎資料とするため、平成28年度に「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、「在宅介護実態調査」の2種類のアンケート調査を実施しました。（10～15 ページ参照）

## 第2章 高齢者を取り巻く現状と将来の見通し

### 第1節 人口の状況

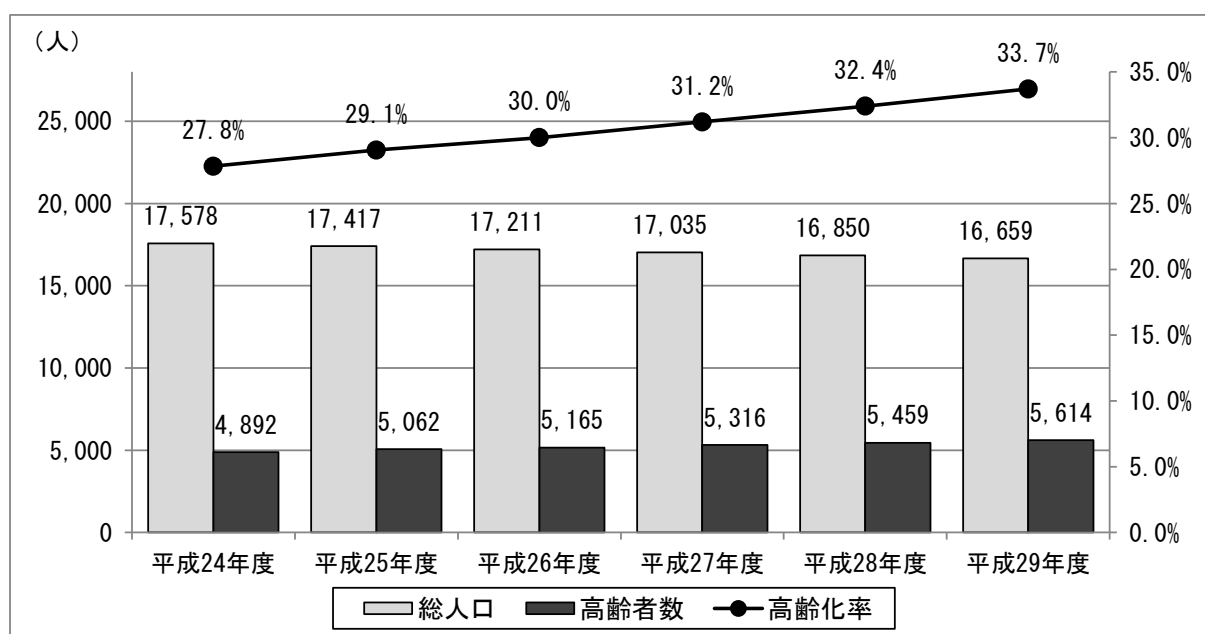
#### 1 高齢者数と高齢化率の推移

各年9月30日現在の住基人口によると、本町の総人口は減少傾向が続き、平成29年度には16,659人となっており、平成24年度からの5年間で919人(5.2%)減少しています。

その一方で、高齢者数は増加傾向が続き、平成29年度には5,614人となっており、平成24年度からの5年間で722人(14.8%)増加しています。

また、高齢化率は上昇傾向が続き、平成29年度には33.7%と住民の3人に1人以上が高齢者となっています。

【高齢者数と高齢化率の推移】



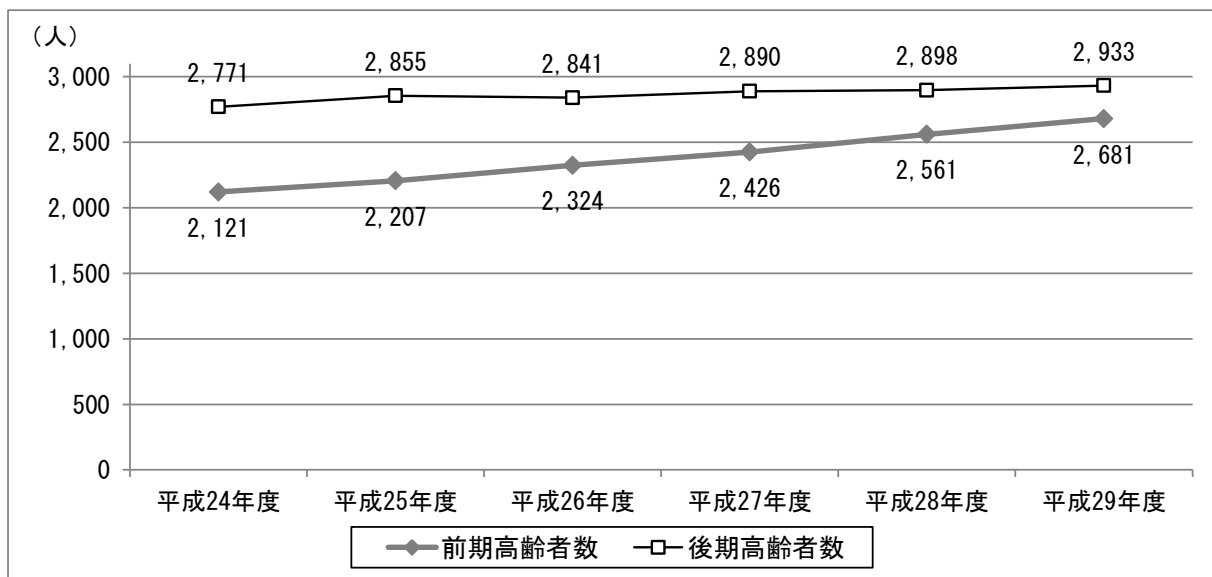
出典：住民基本台帳（各年9月30日現在、外国人含む）

## 2 前期高齢者数と後期高齢者数の推移

高齢者数を前期高齢者（65～74歳）と後期高齢者（75歳以上）に分けると、前期高齢者数は増加傾向が続き、平成29年度には2,681人となっています。なお、平成24年度からの5年間で560人（26.4%）増加しています。

また、後期高齢者数は、前期高齢者数と比べると緩やかな増加傾向となっており、平成29年度には2,933人となっています。なお、平成24年度からの5年間で162人（5.8%）の増加となっています。

【前期高齢者数と後期高齢者数の推移】



出典：住民基本台帳（各年9月30日現在、外国人含む）

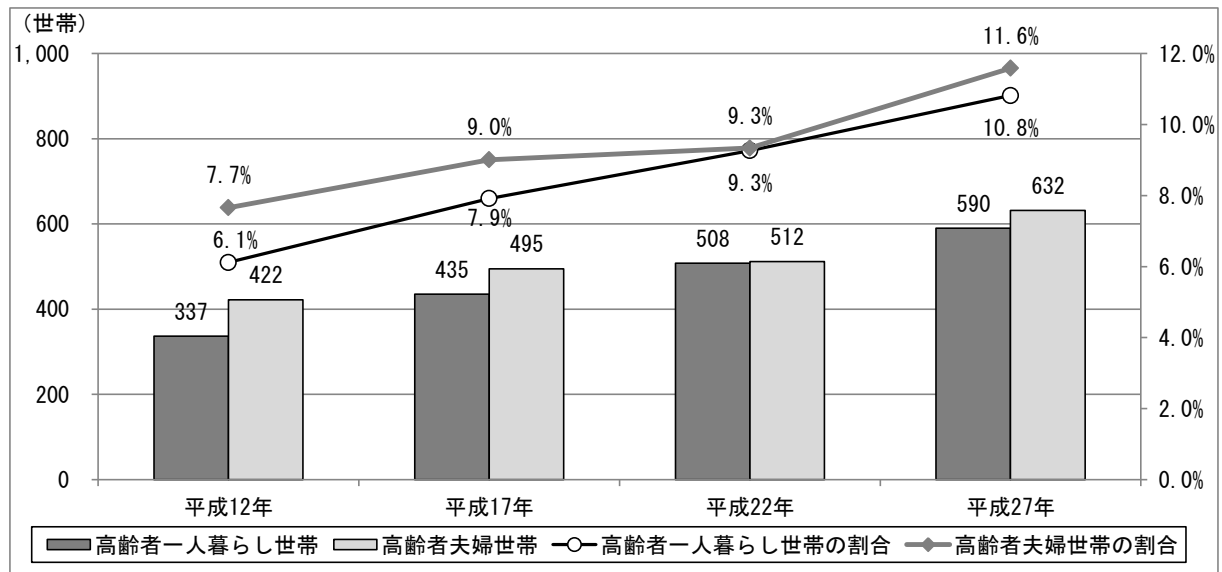
## 第2節 高齢者世帯の状況

国勢調査によると、平成12年以降の一般世帯数は、緩やかに減少傾向が続き、平成27年には5,454世帯となっています。なお、平成12年以降の15年間で55世帯（1.0%）減少しています。

その一方で、高齢者一人暮らし世帯や高齢者夫婦世帯の増加傾向は続いています。高齢者一人暮らし世帯は、平成27年には590世帯となっており、平成12年からの15年間で253世帯（75.1%）増加しています。また、高齢者夫婦世帯は平成27年には632世帯となっており、平成12年からの15年間で210世帯（49.8%）増加しています。

【一般世帯数、高齢者世帯数の推移】

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯数（世帯）	5,509	5,495	5,483	5,454
高齢者一人暮らし世帯（世帯）	337	435	508	590
高齢者一人暮らし世帯の割合（%）	6.1%	7.9%	9.3%	10.8%
高齢者夫婦世帯（世帯）	422	495	512	632
高齢者夫婦世帯の割合（%）	7.7%	9.0%	9.3%	11.6%



高齢者夫婦世帯：夫65歳以上妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯  
出典：国勢調査

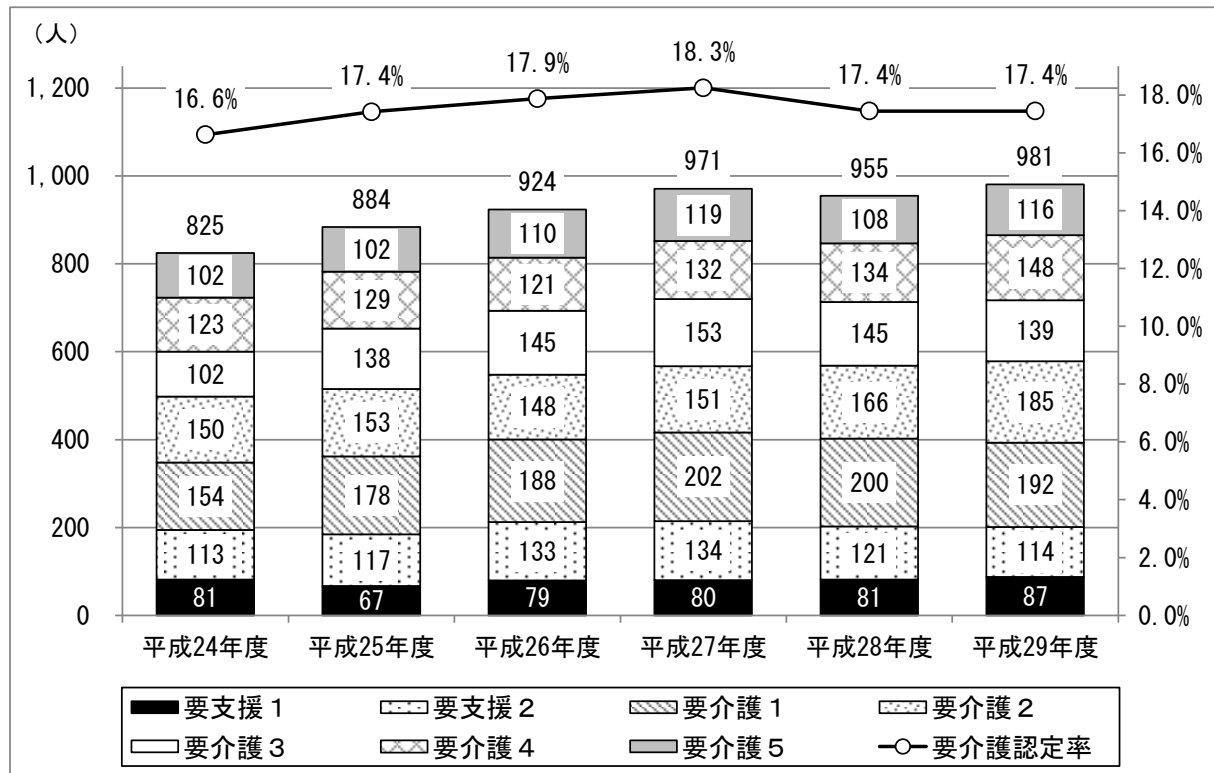
### 第3節 要支援・要介護認定者の状況

要支援・要介護認定者数は、平成27年度までは増加傾向が続いていましたが、平成28年度に一度減少し、平成29年度には再び増加し、981人となっています。

これを要介護度別で見ると、要介護5は平成27年度にピークを迎え平成28年度に一度減少しましたが、平成29年度には再度増加しています。また、要介護4は増加傾向が続いており、要介護4・5の重度層の増加が続いていると言えます。また、要支援1と要介護2も、増加傾向が続いています。それに対して、要支援2と要介護1、要介護3は平成27年度にピークを迎えた後、減少しています。

第1号被保険者に占める要支援・要介護認定者の割合（要介護認定率）をみると、平成27年度には認定者数がピークを迎えたこともあり、要介護認定率が18.3%となっています。その後は、第1号被保険者数の増加が続いているものの認定者数が安定しているため、認定率は低下し、平成29年度には17.4%となっています。

【要支援・要介護認定者数の推移】



出典：介護保険事業状況報告月報（各年9月30日現在）

## 第4節 高齢者の意識等

本計画の策定に先立ち、国が策定したモデル調査票を基に、町の独自設問を加え、高齢者の状況を把握するため2種類のアンケート調査を実施しました。

### 1 調査の概要

○調査対象：

種別	対象
要介護認定を受けていない人、要支援認定者への調査（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）	平成28年10月1日現在で、町内で生活する未認定者、要支援認定者
在宅で生活する要支援、要介護認定者への調査（在宅介護実態調査）	平成28年10月1日現在で、町内で在宅生活をしている要介護認定者

○調査期間：平成29年2月6日～平成29年2月27日

○調査方法：郵送配付・回収

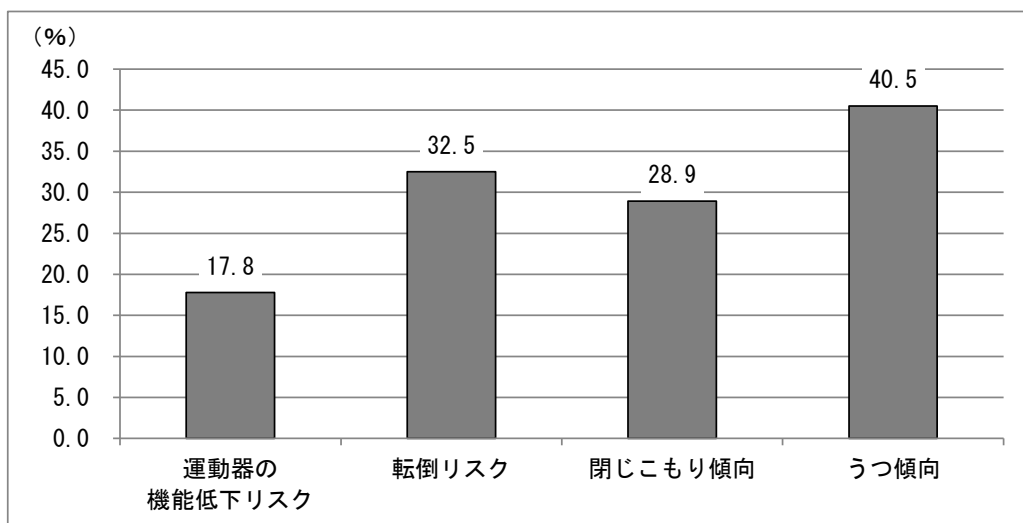
○配付・回収：

種別	配付数	回収数（有効回答）	回収率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	799票	550票	68.8%
在宅介護実態調査	431票	249票	57.8%

### 2 調査結果の概要（抜粋）

（1）要介護未認定、要支援認定の4割にうつ傾向がみられる。

（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査：複数の回答を組み合わせる分析）  
アンケート調査の回答内容から、心身の機能低下の可能性（要介護リスク）を分析すると、「うつ傾向」が40.5%となっており、要介護の未認定、要支援認定の高齢者の4割程度に「うつ傾向」がみられます。



(2) 高齢者の主な外出手段は、80代前半までは「自分で運転する車、バイク」、80代後半以降は「家族の運転する車」が最も多い。(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査：複数回答)

「80～84歳」以下の年齢階層では「自分で運転する車、バイク」、「85～89歳」から「95～99歳」の年齢階層では「家族の運転する車」の割合が最も高くなっています。

年齢とともに自分で運転する高齢者は減少しますが、80代前半で1/3以上、80代後半でも2割近くが自分で運転すると回答しています。

上段：回答者数(人) 下段：割合(%)

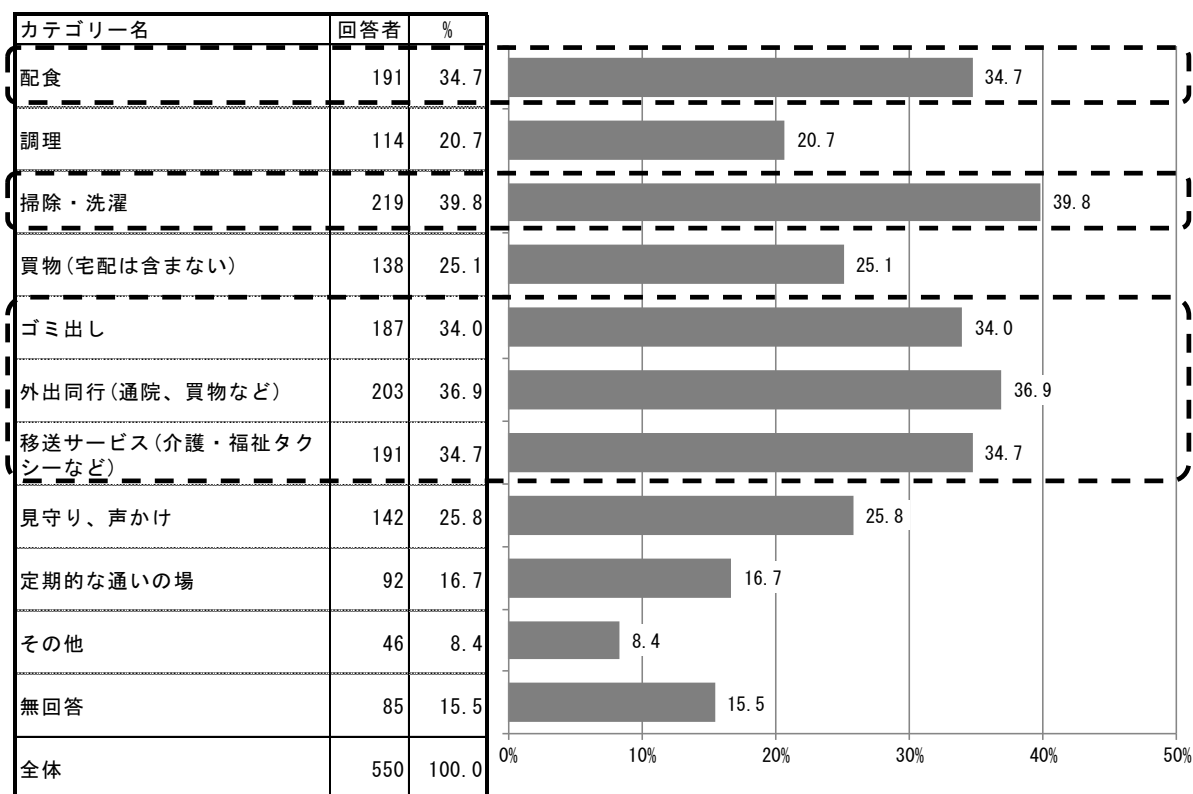
		問8 (1) 買物に行くときの交通手段									
		合計	自分で運転する車、バイク	家族の運転する車	徒歩	自転車	バス	タクシー	ヘルパーなどに頼む	その他	無回答
全体		550 100.0	292 53.1	122 22.2	28 5.1	37 6.7	18 3.3	11 2.0	1 0.2	22 4.0	19 3.5
問(2) 性別	男性	270 100.0	216 80.0	23 8.5	8 3.0	10 3.7	4 1.5	0 0.0	1 0.4	2 0.7	6 2.2
	女性	269 100.0	72 26.8	97 36.1	19 7.1	27 10.0	12 4.5	11 4.1	0 0.0	20 7.4	11 4.1
問(3) 年齢	65～69歳	140 100.0	115 82.1	9 6.4	3 2.1	6 4.3	2 1.4	1 0.7	0 0.0	0 0.0	4 2.9
	70～74歳	90 100.0	64 71.1	11 12.2	2 2.2	10 11.1	1 1.1	0 0.0	1 1.1	1 1.1	0 0.0
	75～79歳	117 100.0	58 49.6	26 22.2	1 0.4	11 9.4	2 1.7	2 1.7	0 0.0	3 2.6	4 3.4
	80～84歳	112 100.0	39 34.8	36 32.1	7 6.3	9 8.0	6 5.4	3 2.7	0 0.0	8 7.1	4 3.6
	85～89歳	62 100.0	12 19.4	24 38.7	2 3.2	1 1.6	7 11.3	3 4.8	0 0.0	7 11.3	6 9.7
	90～94歳	14 100.0	0 0.0	10 71.4	1 7.1	0 0.0	0 0.0	1 7.1	0 0.0	2 14.3	0 0.0
	95～99歳	6 100.0	0 0.0	4 66.7	1 16.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 16.7	0 0.0
	100歳以上	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0



(3) 生活の支援に必要なサービスは、「掃除・洗濯」「外出同行」など、屋内外での日常生活の支援の要望が多い。  
(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査：複数回答)

生活に必要な支援サービスについて、「掃除・洗濯」が39.8%と最も割合が高く、次いで「外出同行(通院、買物など)」が36.9%、「配食」と「移送サービス(介護・福祉タクシーなど)」がともに34.7%となっています。

なお、毎日必要な「配食」や「掃除・洗濯」といった家事だけではなく、屋外で行う「ゴミ出し」や「外出同行」「移送サービス」といった外出時の支援の期待が高いと考えられます。



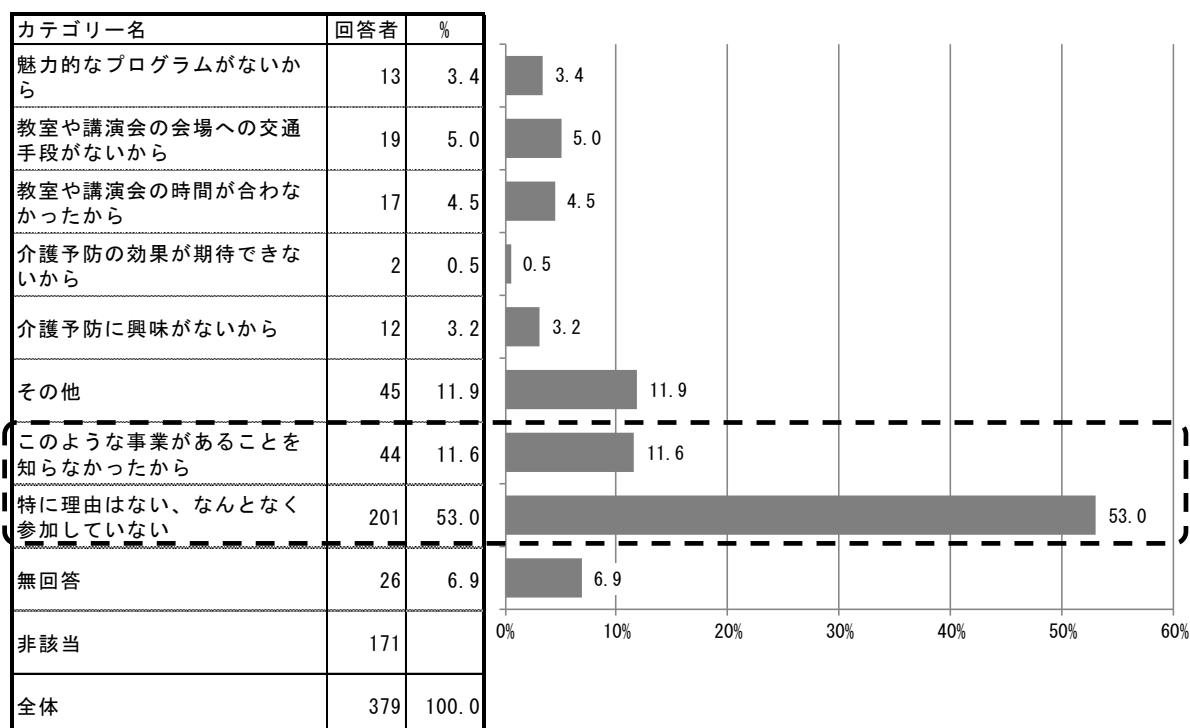
(4) 介護予防事業に参加しない理由は、「特に理由はない、なんとなく参加していない」が53.0%、「このような事業があることを知らなかったから」が11.6%。

(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査：単数回答)

町の介護予防事業への参加状況について、参加経験のある人は18.0%、ない人は68.9%となっています。

参加しない理由では、「特に理由はない、なんとなく参加していない」が53.0%と最も割合が高く、次いで「その他」が11.9%、「このような事業があることを知らなかったから」が11.6%となっています。

そのため、住民に介護予防事業の内容をもっと知っていただくよう、周知が必要と考えられます。



(5) 要支援・要介護認定者の家族からの介護は、「ない」(受けていない) が要支援1で41.7%、要支援2で34.6%。要介護5でも21.1%みられる。(在宅介護実態調査：単数回答)

家族からの介護について、「ほぼ毎日ある」が50.2%と最も割合が高く、次いで「ない」が22.5%、「週に1～2日ある」が10.0%となっています。

これを要介護度別でみると、「要支援1」では「ない」「ほぼ毎日ある」の2項目、「要支援2」では「ない」、「要介護1」以上の要介護度では「ほぼ毎日ある」の割合が最も高くなっています。

その一方で、各要介護度で1～2割程度、家族や親族からの介護を受けていない認定者もみられます。

上段：回答者数(人) 下段：割合(%)

		合計	【A】問2 家族や親族からの介護／週					無回答
			ない	家族・親族の介護はあるが、週に1日より少ない	週に1～2日ある	週に3～4日ある	ほぼ毎日ある	
全体		249 100.0	56 22.5	15 6.0	25 10.0	14 5.6	125 50.2	14 5.6
要介護度	要支援1	12 100.0	5 41.7	1 8.3	0 0.0	0 0.0	5 41.7	1 8.3
	要支援2	26 100.0	9 34.6	6 23.1	5 19.2	1 3.8	5 19.2	0 0.0
	要介護1	70 100.0	19 27.1	3 4.3	9 12.9	5 7.1	32 45.7	2 2.9
	要介護2	53 100.0	8 15.1	1 1.9	7 13.2	3 5.7	33 62.3	1 1.9
	要介護3	37 100.0	4 10.8	3 8.1	1 2.7	3 8.1	23 62.2	3 8.1
	要介護4	27 100.0	6 22.2	1 3.7	3 11.1	1 3.7	14 51.9	2 7.4
	要介護5	19 100.0	4 21.1	0 0.0	0 0.0	1 5.3	9 47.4	5 26.3

(6) 主な介護者の年齢は「60代」が48.0%、「50代」が21.2%。一部には、親子間の「老老介護」もみられる。  
 (在宅介護実態調査：単数回答)

主な介護者の年齢について、「60代」が48.0%と最も割合が高く、次いで「50代」が21.2%、「80歳以上」が17.3%となっています。

これを年齢階層別で見ると、「70～74歳」以下の年齢階層では同世代からの介護が中心となっていますが、「75～79歳」以上の年齢層では、1世代下の年齢層が主な介護者となっているとみられます。

その一方で、「75～79歳」以上の年齢階層（後期高齢者）では、「80歳以上」の回答もみられ、高齢者夫婦間で介護が行われているものとみられます。

80代以上の高齢者の介護は、配偶者や高齢化した子どもの世代が担っており、「夫婦間の老老介護」だけではなく「親子間の老老介護」も行われていると考えられます。

上段：回答者数（人） 下段：割合（%）

		合計	【A】 問3 主な介護者の年齢										非該当
			20歳未満	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上	わからない	無回答	
全体		179 100.0	0 0.0	1 0.6	2 1.1	3 1.7	38 21.2	86 48.0	18 10.1	31 17.3	0 0.0	0 0.0	70
性別	男性	29 100.0	0 0.0	0 0.0	1 3.4	0 0.0	4 13.8	6 20.7	6 20.7	12 41.4	0 0.0	0 0.0	14
	女性	146 100.0	0 0.0	0 0.0	1 0.7	3 2.1	32 21.9	79 54.1	12 8.2	19 13.0	0 0.0	0 0.0	55
年齢	65～69歳	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0
	70～74歳	7 100.0	0 0.0	0 0.0	1 14.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	6 85.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3
	75～79歳	17 100.0	0 0.0	0 0.0	1 5.9	0 0.0	8 47.1	2 11.8	5 29.4	1 5.9	0 0.0	0 0.0	7
	80～84歳	33 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	14 42.4	7 21.2	1 3.0	11 33.3	0 0.0	0 0.0	16
	85～89歳	68 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 2.9	11 16.2	45 66.2	1 1.5	9 13.2	0 0.0	0 0.0	28
	90～94歳	37 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 2.7	3 8.1	21 56.8	4 10.8	8 21.6	0 0.0	0 0.0	10
	95～99歳	9 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	8 88.9	0 0.0	1 11.1	0 0.0	0 0.0	3
	100歳以上	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0	2

## 第5節 介護保険サービスの利用状況

本節は、厚生労働省が運営している「地域包括ケア「見える化」システム」における第6期計画の計画値と実績値を比較・検証するものです。

### 1 利用者数

#### (1) 施設サービス

介護老人福祉施設については、平成28年度に計画値を10%以上上回っています。

地域密着型サービスである、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、施設整備に至らず、実績値は0となっています。

介護療養型医療施設については、平成28年度に3人の利用者がみられたのみで、平成27年度の利用者は0人となっています。

介護老人福祉施設の平成27年度、介護老人保健施設は計画値と同程度となっています。

#### (2) 居住系サービス

特定施設入居者生活介護については、計画値を6～7%上回る利用者数となっています。

地域密着型サービスである認知症対応型共同生活介護については、計画値の70%台後半の利用者数となっています。

#### (3) 在宅サービス

計画値と実績値の乖離が大きなサービスとして、訪問リハビリテーション、短期入所療養介護の2サービスがあります。両サービスとも計画値が少数であったため、比率として大きな差となっています。

また、訪問介護や訪問看護、福祉用具貸与といった、利用者数が比較的多いサービスでは、計画値を10%以上上回る年度がみられます。その一方で、通所リハビリテーションでは2か年とも計画値を下回っています。

なお、通所介護の平成28年度では計画値の86.5%の実績となっており、計画値を下回っています。これは、平成28年度に新設された地域密着型通所介護（小規模事業所のデイサービス）については、計画では見込んでいなかったためであり、両サービスを合わせると3,051人となり、計画値を上回る利用となっています。

分 類	計画値 (人)		実績値 (人)		対計画比 (実績値/計画値)	
	H27	H28	H27	H28	H27	H28
施設サービス						
介護老人福祉施設	1,080	1,080	1,087	1,192	100.6%	110.4%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	720	720	0	0	0.0%	0.0%
介護老人保健施設	1,176	1,176	1,146	1,161	97.4%	98.7%
介護療養型医療施設	24	24	0	3	0.0%	12.5%
居住系サービス						
特定施設入居者生活介護	72	84	77	90	106.9%	107.1%
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	-	-
認知症対応型共同生活介護	684	732	543	564	79.4%	77.0%
在宅サービス						
訪問介護	1,560	1,692	1,740	1,770	111.5%	104.6%
訪問入浴介護	480	504	514	428	107.1%	84.9%
訪問看護	840	900	1,021	1,013	121.5%	112.6%
訪問リハビリテーション	12	12	20	69	166.7%	575.0%
居宅療養管理指導	720	828	652	610	90.6%	73.7%
通所介護	2,628	2,796	2,760	2,419	105.0%	86.5%
地域密着型通所介護	0	0	-	632	-	-
通所リハビリテーション	1,572	1,728	1,507	1,551	95.9%	89.8%
短期入所生活介護	540	576	514	552	95.2%	95.8%
短期入所療養介護 (老健)	60	60	138	155	230.0%	258.3%
短期入所療養介護 (病院等)	0	0	0	0	-	-
福祉用具貸与	3,168	3,396	3,501	3,764	110.5%	110.8%
特定福祉用具販売	60	72	72	68	120.0%	94.4%
住宅改修	48	48	40	33	83.3%	68.8%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	5	1	-	-
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	-	-
認知症対応型通所介護	624	660	479	491	76.8%	74.4%
小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	-	-
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	-	-
介護予防支援・居宅介護支援	6,156	6,576	6,333	6,694	102.9%	101.8%

出典：地域包括ケア「見える化」システム

## 2 給付費

### (1) 施設サービス

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護や介護療養型医療施設が計画値を大幅に下回りましたが、介護老人福祉施設が計画値を上回っており、施設サービス全体では平成27年度で99.6%、平成28年度で103.1%と計画値に近い実績となっています。

### (2) 居住系サービス

特定施設入居者生活介護では、平成27年度で計画値の115.5%、平成28年度では125.2%と、計画値を上回っています。その一方で、認知症対応型共同生活介護では計画値98.8%、93.3%と計画値を下回っています。居住系サービス全体でみると、平成27年度では計画値の100.3%となっています。なお、平成28年度では計画値を下回る95.9%となっています。

### (3) 在宅サービス

計画値と実績値の乖離が大きなサービスとして、訪問リハビリテーション、短期入所療養介護の2サービスがあります。両サービスとも利用者数の計画値が少数であったため、計画値を大幅に上回る実績値となっています。

一部のサービスでは計画値を上回っていますが、計画値と同程度か下回るサービスが多く、在宅サービス全体では、平成27年度で97.6%、平成28年度で94.2%となっています。

分 類	計画値 (円)		実績値 (円)		対計画比 (実績値/計画値)	
	H27	H28	H27	H28	H27	H28
施設サービス	581,857,000	580,739,000	579,590,367	598,673,902	99.6%	103.1%
介護老人福祉施設	266,214,000	265,699,000	275,494,488	299,975,548	103.5%	112.9%
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	2,980,000	2,980,000	0	0	0.0%	0.0%
介護老人保健施設	306,699,000	306,107,000	304,095,879	298,192,068	99.2%	97.4%
介護療養型医療施設	5,964,000	5,953,000	0	506,286	0.0%	8.5%
居住系サービス	144,193,000	156,988,000	144,575,039	150,589,284	100.3%	95.9%
特定施設入居者生活介護	12,678,000	13,100,000	14,641,387	16,400,691	115.5%	125.2%
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	-	-
認知症対応型共同生活介護	131,515,000	143,888,000	129,933,652	134,188,593	98.8%	93.3%
在宅サービス	660,720,000	708,516,000	644,666,224	667,206,074	97.6%	94.2%
訪問介護	80,293,000	86,430,000	81,743,069	85,186,323	101.8%	98.6%
訪問入浴介護	26,249,000	27,990,000	27,472,908	22,586,649	104.7%	80.7%
訪問看護	40,556,000	43,457,000	38,227,625	36,066,991	94.3%	83.0%
訪問リハビリテーション	310,000	334,000	707,150	2,314,754	228.1%	693.0%
居宅療養管理指導	4,231,000	4,811,000	4,007,484	4,241,913	94.7%	88.2%
通所介護	199,359,000	210,472,000	198,487,226	168,997,613	99.6%	80.3%
地域密着型通所介護	0	0	-	41,473,636	-	-
通所リハビリテーション	97,077,000	106,202,000	86,882,761	91,019,942	89.5%	85.7%
短期入所生活介護	38,320,000	43,090,000	32,853,751	37,231,372	85.7%	86.4%
短期入所療養介護 (老健)	3,378,000	3,559,000	9,629,999	9,725,561	285.1%	273.3%
短期入所療養介護 (病院等)	0	0	0	0	-	-
福祉用具貸与	36,623,000	39,355,000	38,720,567	39,643,530	105.7%	100.7%
特定福祉用具販売	1,275,000	1,324,000	1,616,259	1,433,885	126.8%	108.3%
住宅改修	4,167,000	4,552,000	4,133,658	3,502,652	99.2%	76.9%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	962,730	29,980	-	-
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	-	-
認知症対応型通所介護	56,400,000	60,170,000	43,575,447	44,408,408	77.3%	73.8%
小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	-	-
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	-	-
介護予防支援・居宅介護支援	72,482,000	76,770,000	75,645,590	79,342,865	104.4%	103.4%

出典：地域包括ケア「見える化」システム

## 第3章 計画の方向性

### 第1節 基本理念

本町は、平成29年9月末現在で、高齢化率が33.7%となり、町民の3人に1人が高齢者となりました。今後も町の総人口の減少が続き、高齢者を支える若年層も減り、高齢者のみが増加していくとみられます。

そのような状況の中で、これまで涌谷町町民医療福祉センターを中心に進めてきた、日常の健康づくりから疾病予防、治療、リハビリテーション、介護、福祉事業の総合的な取り組みについて、今後、より一層の充実が必要です。

さらに、増加する高齢者の中には支援が必要な人、自ら主体的に活動される人など、多様な生活・活動スタイルの高齢者が増えていくと考えられます。

今後は、高齢になっても、自分の心身の状態を把握しながら、希望する生活・活動スタイルを実現し、満足のある生活を送れるよう、また、地域住民が年齢を問わずお互いに支え合い、豊かな生活を送れるよう、時代や生活に合った地域社会の仕組みづくりが必要です。

また、「第五次涌谷町総合計画」において示されている、保健福祉分野の施策大綱「健康長寿に向けたまちづくり」を踏まえ、基本理念を以下のとおり定めます。

#### 基本理念

**お互いに支え合いながら、和やかに、  
いつまでも暮らし続けられる地域づくり**



## 第2節 基本目標

基本理念の実現を図るため、次の6つの基本目標を定め、これまでの取り組みと今後の進め方についての基本的な方針を示し、高齢者への保健、福祉、生活支援、地域支援事業、介護保険サービスについて、必要な事業実施体制の充実を図ります。

### 1 地域包括ケアシステムの充実

高齢者が、介護が必要になっても、住み慣れた地域でそれぞれのスタイルに合った暮らしを続けるため、また、今後増加の見込まれる認知症高齢者の地域生活を支えるため、医療・介護・住まい・生活支援及び介護予防が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が進められています。その中心を担っている地域包括支援センターでは、高齢者の介護予防や生活支援、安心して生活するための権利擁護や虐待防止、認知症高齢者への支援など、組織の運営や事業の実施、事業のための情報収集・発信等を行っています。

今後は、本人のニーズに応じた細やかな支援が可能となるよう、これまでと同様のサービスの提供を継続するとともに、地域資源を効果的に活用し適切なサービスを提供できる体制の充実や人材の確保等に取り組みながら、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの充実を推進します。また、介護保険法や関連法にのっとり、地域の実情に応じた高齢者の自立した生活の支援に向けて各事業を推進します。

### 2 健康で元気な生活

本町は生活習慣病予防対策に重点をおいた、特定健診・特定保健指導などの生活習慣の改善を目指した健康づくりを推進しています。中でも健康推進員活動は、食生活改善推進員（ヘルスメイト）も兼ねて、地域における健康教室や健（検）診率向上のための啓発活動、地域をあげての減塩活動などに取り組んだ結果、生活習慣の改善に効果をあげています。

今後も、各種健（検）診の受診率向上を図るとともに、地域における健康教室、高齢者を対象とした地区活動を通じて、健康の増進と維持を推進していきます。

### 3 自宅で自立した生活

本町においても、高齢化の進行とともに、一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯が増加しています。高齢者の在宅生活を支援するため、緊急通報システム設置や配食サービスなど各種の事業を実施し、高齢になっても、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるように支援しています。一方で、地域の人口減少とともに、地域内での人と人とのつながりが希薄化しており、お互いの家庭状況等がわかるような近所づきあいや、日頃からのちょっとした声かけなど、地域で高齢者を見守る体制づくりが課題となっています。

今後も、高齢者ができるだけ長く、住み慣れた地域で暮らせるよう、高齢者への福祉サービスを充実していきます。また、近隣の住民など、地域全体で高齢者を支える力、地域力の育成が求められているとともに、高齢者が自身の心身の状態に応じて社会に参加し、お互いに支え合う地域社会（地域共生社会）の構築を進めていきます。そのため、地域住民の意識の向上に努めるとともに、社会福祉協議会、行政区長、民生委員児童委員、健康推進員、福祉推進員など、地域における高齢者支援関係者の連携体制を最大限に活用していきます。

### 4 生きがいで充実した生活

町民の3人に1人が高齢者となった今、高齢者の一人ひとりができる限り健康に生きがいを持って生活できること、高齢者が社会における役割を実感できるようにすることが重要となっています。本町における高齢者の生きがいきづくり事業は、主に生涯学習事業の中で実施されており、スポーツ・レクリエーション、文化活動及び交流活動等が実施されています。

また、高齢者相互の交流や、子どもや若者と高齢者の世代間交流を進めるとともに、老人クラブを支援し、地域に根ざした社会活動や生きがい創造に関する活動を展開しています。

その一方で、介護予防事業が生きがいきづくりの重要な役割を果たしているにも関わらず、その後の支援を行わず、事業の効果が十分に生かされていない状況にあります。高齢者の趣味や関心の多様化に合わせて、地域でそれぞれ対応することが求められており、世代間の交流についても、これまで以上に人と人、人と地域のかかわりが必要とされています。

今後は、老人クラブ活動への継続的な助成を通じて健康と生きがいの持てる地域づくりを支援していくとともに、高齢者が培ってきた知識や経験を次の世代に伝えていくため、世代間交流など地域とのふれあいや連携を大切にした活動を支援していきます。

## 5 高齢者が安心して暮らすための介護サービスの充実

地域で生活している高齢者が、介護が必要な状態になっても自身の意向に沿った生活を営むことができるよう、より地域に根ざしたサービスの提供を目指し、サービスの質の向上に向けて、サービス事業者との研修会、情報交換等からネットワークの強化を図ります。また、地域密着型サービス事業者や居宅介護支援事業所については、保険者である当町がサービス事業者の指導監督を実施し、必要に応じて事業所への立ち入り調査を実施・指導することでサービスの質を向上させます

制度の普及啓発のために、広報わくや、ホームページ、パンフレット等の媒体で周知するとともに、社会福祉協議会や民生委員児童委員等、高齢者と接する機会が多い機関、団体のマンパワーを活用し、介護保険制度の周知徹底及びサービスの利用方法を明確に提示します。

介護サービスに係る相談や苦情に対しては、町民医療福祉センターにおける相談窓口を継続し、サービス提供事業者の指導を強化し、より質の高いサービス提供を実現します。

## 6 地域で安心な生活

大規模災害時には、速やかに高齢者の安全確保を行う必要があります。現在は、町、社会福祉協議会、行政区長、民生委員児童委員、地域福祉会長、自主防災組織が共同して『災害救援福祉マップ』を作成し、一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯など、支援の必要な高齢者の把握を行っています。

また、『災害救援福祉マップ』について、社会福祉協議会と協議の上、災害マニュアルで指定された要援護者（避難行動要支援者）以外でも手あげ方式で自ら援護を必要とする旨の申告のあった住民も含めたマップづくりを進めています。

今後は、これらの関連情報を毎年更新し、最新の情報を基に災害時の安否確認体制の整備を継続していきます。また、社会福祉協議会と連携し、災害時だけでなく通常時も含め、対応できる体制を強化するとともに、日常生活におけるボランティア活動の支援を推進していきます。

さらに、日常生活において、安心して生活できる住環境の整備が求められています。また、高齢者層の増加や高齢者の住宅施策の拡充によって、住まいの選択肢が広がりつつあります。

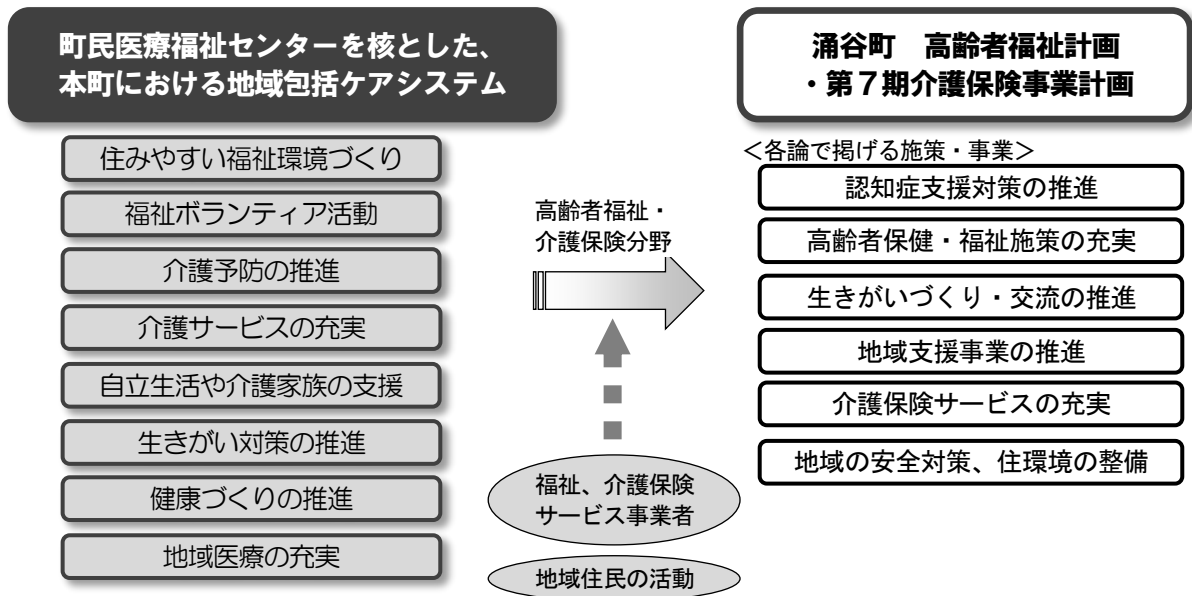
今後は、住宅の確保や改修、その他の関連分野と連携し、高齢者それぞれの生活スタイルに適した、安心して生活できる住環境の整備を推進していきます。

### 第3節 本町における地域包括ケアシステムについて

本町では、昭和59年以来「健康と福祉の丘のあるまちづくり」をスローガンに昭和63年11月に開設した町民医療福祉センターを核として、全国に先がけ地域包括医療・ケアの実践、すなわち保健・医療・福祉・介護を一体的、系統的に提供できるよう進めてきました。また、平成12年4月にスタートした介護保険制度は、制度の見直しを繰り返しながら、住民間に順調に定着してきました。

その後、国では平成26年度の介護保険制度改正において「地域包括ケアシステム」の構築がうたわれ、平成27年3月には「涌谷町高齢者福祉計画」、「涌谷町第6期介護保険事業計画」を策定しました。

本計画の施策体系を作成するにあたって、国に先立ち町ぐるみで地域包括医療・ケアの実践を進めてきた本町では、現在の地域包括ケアシステムを中心に、高齢者福祉・介護保険分野に関連する各事業を展開するものとします。



## 第4節 計画の体系

お互いに支え合いながら、和やかに、いつまでも暮らし続けられる地域づくり

### 1 認知症支援対策の推進

- 1 認知症支援体制の充実
- 2 認知症高齢者（家族）支援

### 2 高齢者保健福祉施策の充実

- 1 高齢者の健康の保持・増進
- 2 地域での自立した生活支援
- 3 地域の連携強化
- 4 ボランティア活動の支援

### 3 生きがいつくり・交流の推進

- 1 スポーツ・レクリエーション、学習趣味活動の充実
- 2 交流活動の促進
- 3 老人クラブ活動等への支援強化

### 4 地域支援事業の充実

- 1 介護予防・日常生活支援総合事業
- 2 包括的支援事業
- 3 任意事業

### 5 介護保険サービスの充実

- 1 介護保険サービスの基本方針
- 2 介護保険の円滑な実施

### 6 地域で安心して生活できる環境整備

- 1 災害時の安否確認体制の整備
- 2 住環境の整備

## 第5節 日常生活圏域

「日常生活圏域」は、町内各地域で生活を営む小地域の単位で、介護保険事業の地域密着型サービスや介護予防・生活支援サービスの提供範囲の単位となります。

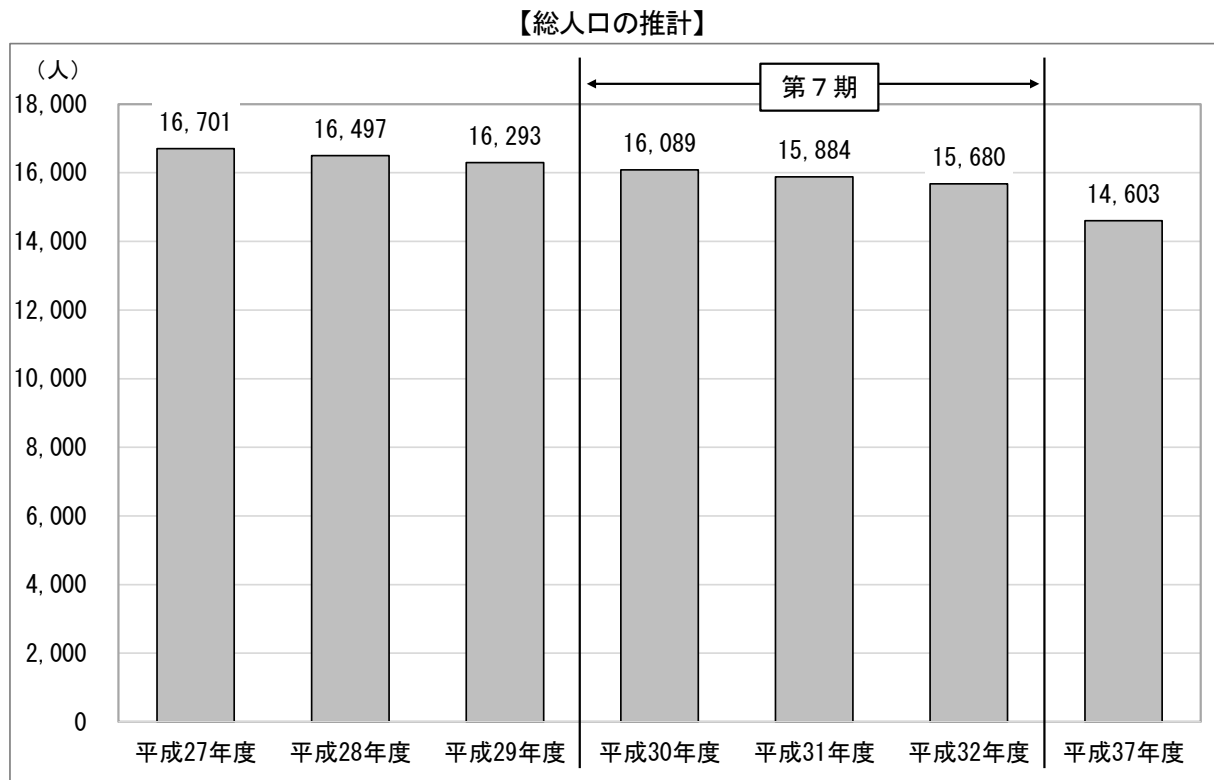
本町においては、各事業所や町民医療福祉センターが中心市街地に集約し、そこから町内全域にサービスや事業を行っていることから、町全域を一つの日常生活圏域とします。

## 第6節 第1号被保険者数、要介護認定者数の推計

### 1 総人口の推計

第7期計画期間（平成30年度～平成32（2020）年度）及び平成37（2025）年度の総人口の推計は、平成27年国勢調査を基に、厚生労働省が推計した人口を基にしました。

その結果、総人口は今後も減少傾向が続き、計画期間最終年度の平成32（2020）年度には15,680人、平成37（2025）年度には、14,603人になる見込みです。



出典：厚生労働省推計値（各年10月1日）

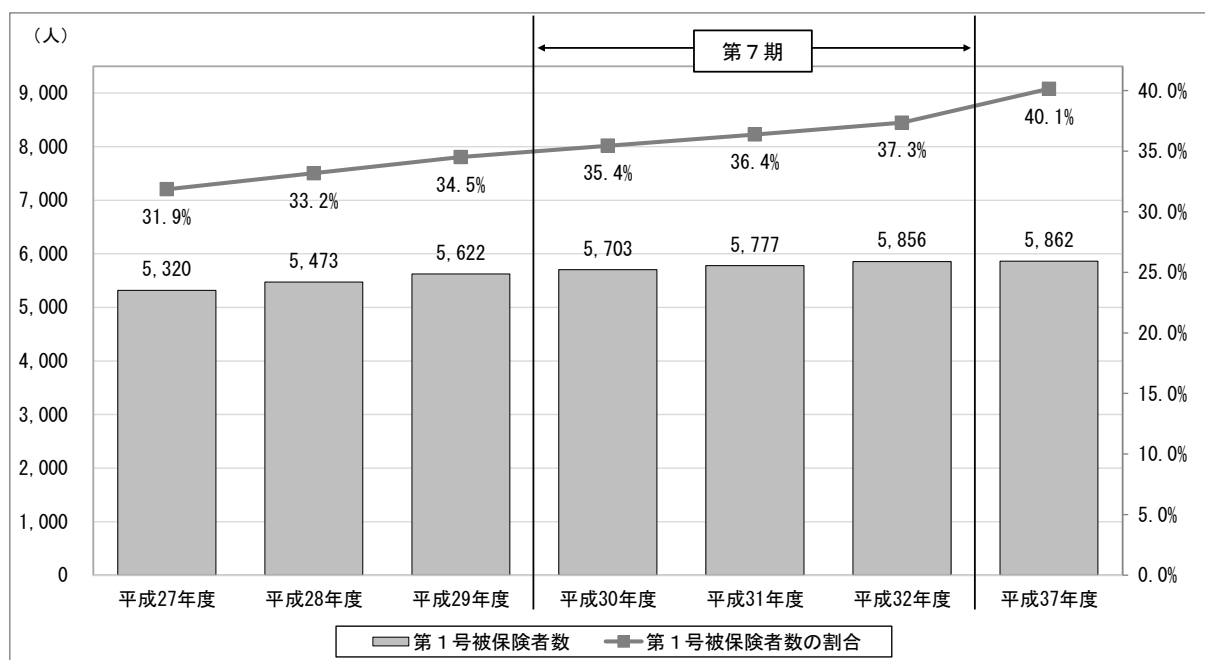
## 2 第1号被保険者数、割合の推計

第7期計画期間（平成30年度～平成32（2020）年度）及び平成37（2025）年度の第1号被保険者数の推計は、上記総人口の推計結果を基に、平成29年9月末時点の第1号被保険者数で補正し、設定しました。

その結果、第1号被保険者数は増加傾向が続き、計画期間最終年度の平成32（2025）年度には5,856人、平成37年度には、5,862人になる見込みです。

また、総人口に占める第1号被保険者の割合も上昇傾向が続き、計画期間最終年度の平成32（2020）年度には37.3%、平成37（2025）年度には40.1%になる見込みです。

【第1号被保険者数、割合の推計】



出典：厚生労働省推計値（各年10月1日）、介護保険事業状況報告月報（各年9月末）

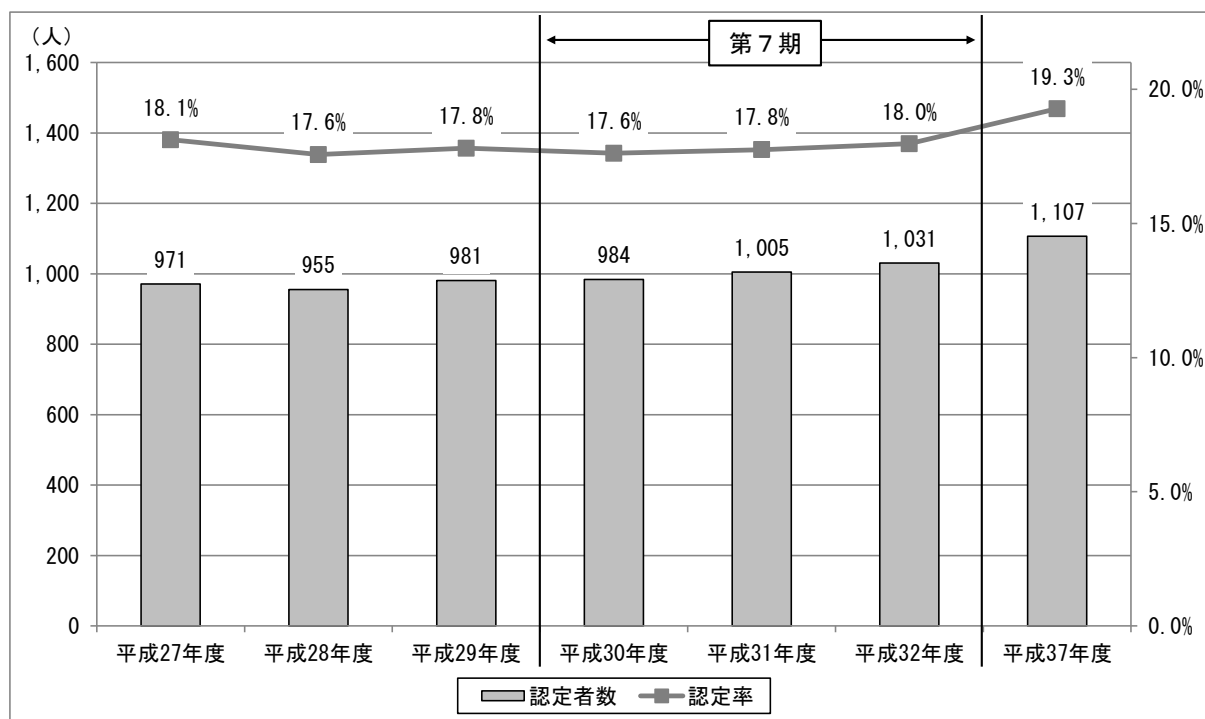
### 3 要支援・要介護認定者数、割合の推計

第7期計画期間（平成30年度～平成32（2020）年度）及び平成37（2025）年度の要支援・要介護認定者数の推計は、厚生労働省が運用する「地域包括ケア「見える化」システム」により算出しました。

その結果、要支援・要介護認定者数はゆるやかに増加し、計画期間最終年度の平成32（2020）年度には1,031人、平成37（2025）年度には1,107人になる見込みです。

また、要支援・要介護認定者数の割合（認定率）は、平成30年度には17.6%となり、平成28年度と同水準になりますが、その後は上昇が続き、平成32（2020）年度には18.0%、平成37（2025）年度には19.3%になる見込みです。

【要支援・要介護認定者数、割合の推計】



出典：厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」推計値（各年9月末）





## 第2部 各論

---

- 第1章 認知症支援対策の推進
- 第2章 高齢者保健福祉施策の充実
- 第3章 生きがいつくり・交流の推進
- 第4章 地域支援事業の充実
- 第5章 介護保険サービスの充実
- 第6章 地域で安心して生活できる環境整備

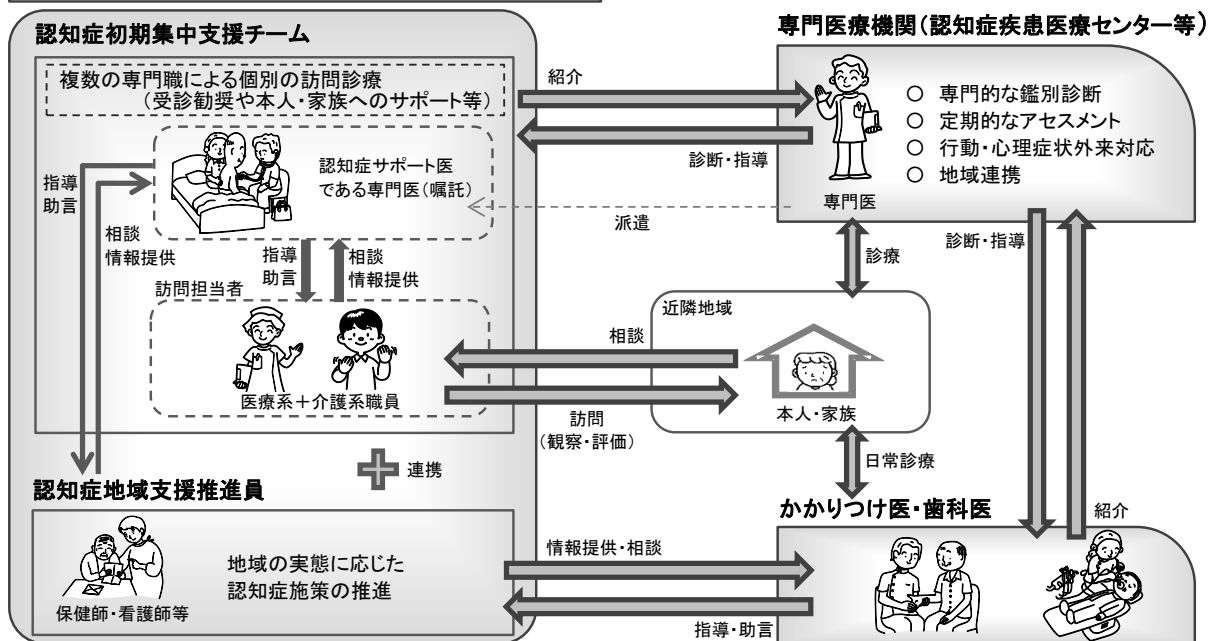


# 第1章 認知症支援対策の推進

## 第1節 認知症支援体制の充実

急速な高齢化に伴い、認知症高齢者の数はさらに増加すると推測されています。「認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けることができる社会」の実現を目指し、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）を基に、本町では平成28年4月に「認知症初期集中支援チーム」の立ち上げとともに、認知症対策戦略会議や認知症リスク調査事業を実施し、認知症の早期発見・早期診断や相談・支援体制の充実を図っています。

地域包括支援センター・認知症疾患医療センター等に設置



《認知症初期集中支援チームの主な業務の流れ》

- ①訪問支援対象者の把握、②情報収集（本人の生活情報や家族の状況など）、③観察・評価（認知機能、生活機能、行動・心理症状、家族の介護負担度、身体の様子チェック）、④初回訪問時の支援（認知症への理解、専門的医療機関等の利用の説明、介護保険サービス利用の説明、本人・家族への心理的サポート）、⑤専門医を含めたチーム員会議の開催（観察・評価内容の確認、支援の方針・内容・頻度等の検討）、⑥初期集中支援の実施（専門的医療機関等への受診勧奨、本人への助言、身体を整えるケア、生活環境の改善など）、⑦引き継ぎ後のモニタリング

### 1 相談体制の充実

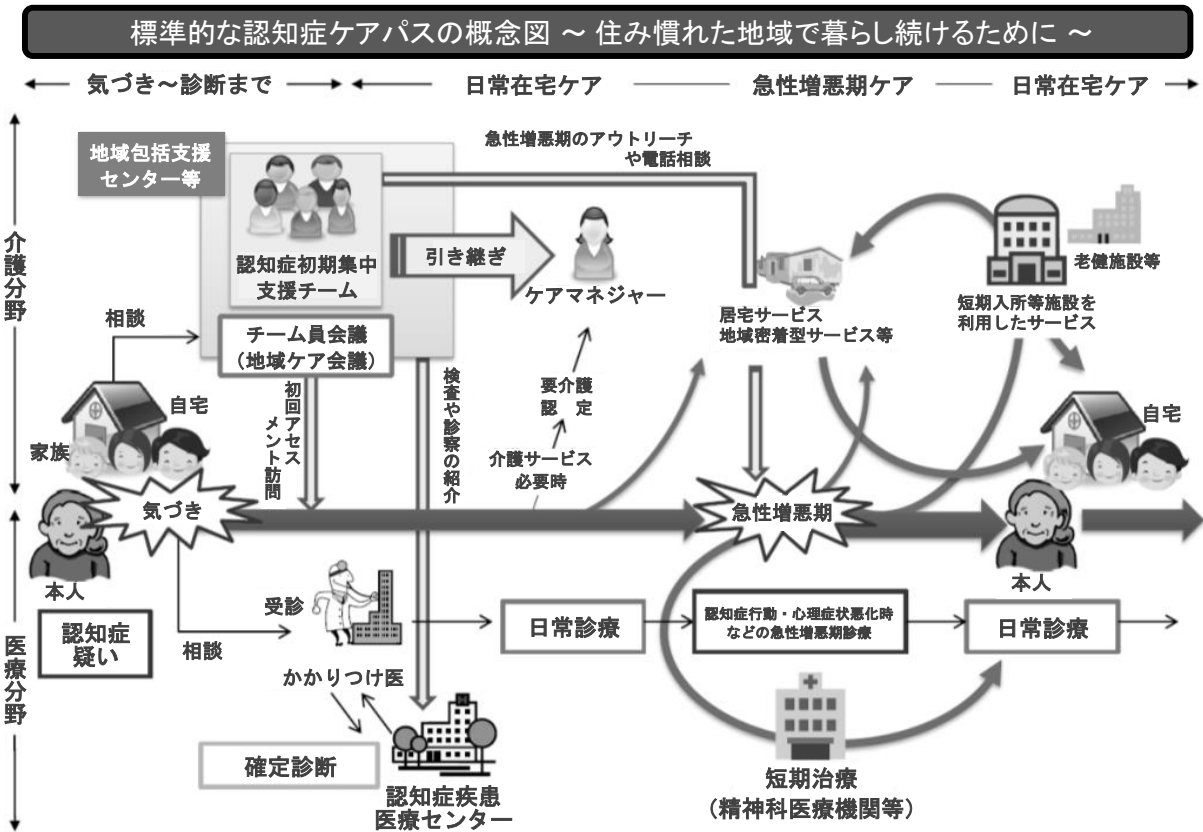
#### ■今後の方針・目標

- 認知症地域支援推進員の配置や育成を行い、医療機関や介護サービス事業所等との連携支援や相談体制の強化を目指します。

## 2 認知症ケアパスの活用と普及

### ■今後の方針・目標

- 認知症の人が、状態に応じた適切なサービスを受けることができるように、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスが受けられるのかを具体的に示した認知症ケアパスの活用と普及に努めます。



## 3 早期診断・早期対応

### ■今後の方針・目標

- 地域の専門医や医療機関と連携し、認知症の早期発見や診断ができ、早期支援につながる体制づくりに努めます。また、複数の専門職が専門医の指導のもと訪問し、初期の支援を集中的に行う「認知症初期集中支援チーム」による対応を行います。

## 4 認知症予防

### ■今後の方針・目標

- 町民を対象とした認知症予防講演会の実施や、地域包括支援センターによる出前講座を実施し、認知症の予防や正しい知識・理解の普及に努めます。
- 町内の企業と協働して、町内各所にPR用ポケットティッシュの設置や配置等を実施し、認知症早期発見啓発活動として取り組みます。

## 5 SOSネットワークの構築

### ■今後の方針・目標

- 認知症等により居場所がわからなくなった高齢者を早期発見する仕組みづくりを進め、警察や消防、高齢者とかかわりの深い福祉関係団体、民間事業者等との見守りネットワークを構築します。

## 第2節 認知症高齢者（家族）支援

認知症高齢者は、今後増加することが見込まれており、認知症の予防と早期発見を図るために認知症に対する知識の普及・啓発を行うとともに、認知症になっても尊厳を保ちながら安心して暮らせるように、保健・医療・福祉・介護の各種専門機関との連携体制の強化、地域での見守り・支援体制づくりを推進します。

### 1 認知症高齢者と家族の支援

#### ■施策の目的・内容

- 認知症高齢者がいる家族の相談会や研修会を開催し、介護する家族への支援を行うものです。また、地域における支援を推進するため、地域住民を含めた支援検討会議を開催します。さらに、もの忘れ相談や認知症カフェを開催し、認知症への対応方法の助言や情報提供等を行い、認知症の高齢者がいる家族を支援しています。

#### ■これまでの実施状況

- 年1回、認知症の人と家族の会へ講師を依頼し家族会を実施しています。
- 認知症の人で地域的な課題を抱えている人がいる場合、地域住民(民生委員児童委員等)やサービス事業者など関係機関が参加し、話し合いの場を持っています。また、社会福祉協議会と連携し見守りネットワークを構築しています。
- 地域包括支援センターでは総合相談窓口として、もの忘れ相談も実施しており、毎月、「広報わくや」への掲載を通して住民への周知を図っています。また、相談来所時は必要に応じて関係機関や専門医へつなげています。また、公民館等を利用し認知症カフェを開催し家族や関係機関とのネットワークづくりを行っています。

#### ■現状と課題

- 年1回のみで開催となっており参加者も少ない現状があります。開催方法や内容についての検討が必要となっています。
- 参加者へのアンケートでは、時間が不足して参加者の質問に十分に回答する時間がとれなかったことへの不満の意見がみられました。
- 地域で認知症高齢者を支えていくには地域住民の理解や協力は必要であり協力体制の強化を図っていく必要があります。
- 認知症に関する相談件数や認知症カフェへの参加者は増加傾向にあります。介護保険などの申請に来るケースでも認知症による理由も多く、また症状が進行してから相談に来る

ケースも多い状況となっています。すぐに対応が必要なケースもあり、体制の強化が必要となっています。

#### ■今後の方針・目標

- 家族会の継続によりネットワークづくりや情報交換の機会の確保に努めます。また、参加者により効果の高い行事になるよう、実施内容や方法等の改善を図ります。
- 地域住民の認知症に対する正しい知識と理解の普及・啓発を図り、地域ケア会議への住民参加の促進を図ります。
- 相談窓口や認知症カフェの充実を図るとともに、訪問等による相談体制の強化を図ります。同時に、各関係機関との連携、支援体制の充実を図ります。

## 2 認知症サポーターの育成

#### ■施策の目的・内容

- 地域包括支援センターが中心となり認知症サポーター養成講座を開催するものです。講座では、認知症に対する正しい理解と知識、認知症高齢者やその家族を地域においてあたたかく見守り・支えていく認知症サポーターを養成します。

#### ■これまでの実施状況

- 地域からの依頼に応じて、健康教室などに出かけ、認知症サポーター養成講座を実施しています。
- 認知症サポーターの大幅増を目指し、毎年6回程度開催しています。

#### ■現状と課題

- 現在の認知症サポーターは、延人数で約850人となっています。地域で認知症高齢者を支えていく基盤となるものであり、今後も継続した養成が必要であり、講座内容の見直しや実施方法の検討が必要です。

#### ■今後の方針・目標

- 今後も認知症サポーター養成講座を開催し認知症の正しい知識と理解の普及など、地域で支える体制づくりを行っていきます。特に、高齢者と接する機会が多い事業を対象に取り組みを強化していきます。

## 3 家族介護継続支援事業

#### ■施策の目的・内容

- 家族の身体的・精神的負担の軽減のための短期宿泊事業や、経済的負担の軽減を目的とした、紙おむつ支給券の給付等により支援を行います。
- 短期宿泊事業は、高齢者虐待等による緊急避難としても活用していきます。

#### ■これまでの実施状況

- 要介護高齢者を対象に一時的に養護老人ホーム等に宿泊させることにより、介護家族も含め健全で安らかな生活を支援してきました。また、紙おむつ券の支給事業においては、

非課税世帯へ要介護度に応じて紙おむつ券を支給し、経済的な負担の軽減を図ってきました。

### ■現状と課題

- 紙おむつ券の支給は、要綱により要介護認定を受けた非課税世帯の在宅者に限定されています。
- 短期宿泊事業は、平成 27 年度に 1 人が利用したのみとなっています。しかし、利用者がいない状態であっても、緊急的な避難所としての利用目的から継続が必要です。

### ■今後の方針・目標

- 今後も引き続き要援護高齢者を対象に一時的に養護老人ホーム等に宿泊させることにより、介護家族も含め健全で安らかな生活を支援していきます。また、紙おむつ券の支給事業においては、非課税世帯へ要介護度に応じて紙おむつ券を支給し、経済的な負担の軽減を図っていきます。

【短期宿泊の利用実績と見込み】

区分	実績値		見込み	計画値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用実人数（人）	1	0	1	1	1	1
利用延べ日数（日）	4	0	14	14	14	14



## 第2章 高齢者保健福祉施策の充実

### 第1節 高齢者の健康の保持・増進

高齢者が、各種健（検）診や様々な健康づくり事業を活用し、生活習慣病予防や介護予防に取り組むことで、心身の健康を維持しそれぞれの持てる力に応じて積極的に社会参加できることを目指します。

#### 1 わくや健康ステップ21計画

##### ■施策の目的・内容

- 本町の健康増進計画である「第2次わくや健康ステップ21計画」（平成25年度～平成34（2022）年度）に基づいて高齢者の健康づくりを進めるものです。この計画では、「健（検）診」「食生活」「運動」「たばこ・アルコール」「歯の健康」の5つを柱として、生活習慣病予防対策に取り組んでいます。

##### ■現状と課題

- 計画の策定、推進、評価については、住民代表や関係機関の人々とともに協働・実施しています。
- 年度ごとに重点分野を変えて取り組みを進めていますが、分野によっては改善の進み方に差がみられます。

##### ■今後の方針・目標

- 今後も推進会議の開催などを通して、町の健康状況の共有を図りつつ、健康づくり活動に対する意見をいただきながら、住民や関係機関との協働で進めていきます。
- 平成29年度に実施している中間評価を踏まえ、今後の方向性や重視すべき事業等について検討し、より効果の高い健康づくりを進めます。

#### 2 住民健診等

##### ■施策の目的・内容

- 住民が自らの健康状態を確認し疾病の早期発見・早期治療につながることを目指し、特定健康診査や後期高齢者健康診査・各種がん検診、歯科健診等を実施するものです。住民が主体的に疾病の早期発見のための健（検）診を受けることを勧めるため、受診しやすい健（検）診体制を図っていきます。

##### ■現状と課題

- 特定健康診査等の受診者を増やすことで健（検）診結果を基に早期に生活習慣改善ができるよう、個別通知や広報、健康教室等での受診勧奨を実施しています。
- 各種健（検）診受診率は停滞気味ですが健（検）診期間に受診できなかった人を対象とした未受診者健（検）診を実施することで、受診者が増加しています。

### ■今後の方針・目標

- 各種健康診査については、生活改善による疾病予防や早期発見のためにも受診率の向上を図っていきます。今後も工夫した健（検）診受診勧奨と受診しやすい健（検）診体制を検討・実施していきます。
- 受診後の保健指導等を充実させ、健（検）診結果を健康保持に役立てるような取り組みを検討・実施していきます。
- 生涯にわたって経口摂取ができることを目指し、高齢期になっても自分の口腔状況を把握し適切な管理ができるよう、歯科健診の受診についても勧奨していきます。

## 3 地域における健康づくり活動

### ■施策の目的・内容

- 地域の健康教室などにおいて、各種健（検）診の受診勧奨を行うとともに、脳卒中や心疾患を引き起こす要因になる高血圧や高脂血症、高血糖に着目し、食事（減塩など）・運動・禁煙等生活習慣改善につながるような健康教育や健康相談を行うものです。

### ■現状と課題

- 健康推進員による、各地区における健康づくり活動の実施を支援しています。さらに、肥満予防のために食習慣と運動習慣の改善を目指し、「わくや元気アップ教室」を開催しています。
- 生活習慣の改善にあたっては地域をあげての取り組みも重要です。地域住民が主体となり、互いに声をかけ合い定着させていくために必要な知識や技術を得られるよう、健康推進員に対する健康づくりの研修にもさらに力を入れていきます。  
高血圧対策の一環で「減塩」を推進する上で、健康推進員の研修で実施した減塩レシピ等を地域の健康教室で伝達してもらい、地域全体に広げています。
- いきいき減塩教室については、健康推進員の協力により、全行政区において実施しています。高血圧対策の中でも減塩活動は継続していく必要があります。
- 健康教室には、毎年1,000人以上が参加しており、塩分の摂取習慣に改善の動きがみられます。ただし、参加者の固定化がみられ、新規の参加者は少数となっています。
- 高血圧の治療者は、近隣市町村と比較して高い状況が続いており、現在の取り組みを長期的に取り組んでいく必要があります。

### ■今後の方針・目標

- 各地区での健康教室を通して生活習慣病対策が地域の中で根ざしていくように健康推進員とともに継続していきます。
- 健康に関心を持ち、健康行動がとれる人が増えていくことで、地域全体の健康度が上がることを目指し、広く地域への働きかけを行っていきます。また、地域の健康づくりの担い手である健康推進員自身が自分自身、家族、地域の健康づくりを実践できるよう、研修を充実させていきます。
- 健康推進員の高齢化や人員不足が表面化し始めており、今後の人材確保・育成の対策を検討します。

## 4 長寿お達者教室、運動ひろばの普及

### ■施策の目的・内容

- 高齢者がこれまで以上にいきいきと暮らしていけることを目指して、介護予防の視点で、「長寿お達者教室」等の開催、また、介護予防だけではなく、生活習慣病と精神的な面での引きこもりやうつ予防も兼ねた地域内の交流の場として「運動ひろば」の開催を行うものです。

### ■現状と課題

- 「長寿お達者教室」は、社会福祉協議会に委託し、月2回定期開催されています。また、「運動ひろば」は、17地区で開催され、13地区に健康運動指導士を派遣しています。  
しかし、「長寿お達者教室」・「運動ひろば」とともに参加者が固定され、新規参加者が増加しない状態が続いています。

### ■今後の方針・目標

- 実施内容の普及啓発を進め、開催地区（行政区）の拡大整備や高齢者の参加促進を図ります。

## 第2節 地域での自立した生活支援

介護保険周辺サービスの充実を図り、多様なサービスを利用することができる環境づくりに努めるとともに、高齢者が可能な限り住み慣れた地域や家庭で暮らし続けることができるように、介護を地域社会全体で支える環境づくりに努めます。

### 1 緊急通報システムの設置

#### ■施策の目的・内容

- 心身に不安を抱える一人暮らしの高齢者や高齢の身体障がい者等を対象に、身体に異常を感じたり、突発的な事故等で緊急に援助を求めたいときに、緊急ボタンを押すだけで24時間体制の受信センターに通報され、安否確認や支援を行うものです。

#### ■これまでの実施状況

- 心身に不安を抱える一人暮らしの高齢者や、高齢の身体障がい者等の家庭に緊急通報装置を設置し、協力員の支援のもと24時間体制で緊急時の安全を確保してきました。

#### ■現状と課題

- 高齢者の増加により、今後需要が高まることが予想されます。
- 固定電話回線が設置されている家庭のみシステムの設置が可能であるため、携帯電話のみの所有者への対応が課題となっています。
- 平成29年度よりシステム利用料の無償化を行っており、利用者の負担軽減と利用促進を図っています。

#### ■今後の方針・目標

- 高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯が年々増加していることから、引き続き緊急通報システムの設置及び地域住民の協力体制の強化を進め、高齢者の安心安全な生活を確保します。

【緊急通報システムの利用実績と見込み】

区分	実績値		見込み	計画値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
年度末設置者数（人）	54	45	50	55	60	65

## 2 生活支援ハウス

### ■施策の目的・内容

- 自宅での生活に不安のある一人暮らしや高齢者のみの世帯の人で家族の援助を受けるのが困難な人が安心して生活を送れるよう生活の支援を行うものです。また、高齢者虐待やDV等による緊急避難施設としても活用しています。

### ■これまでの実施状況

- 冬季の日常生活に不安のある高齢者について安全で快適な住居を提供し、支援を行ってきました。また、虐待の緊急避難施設として常時対応可能としてきました。

### ■現状と課題

- 介護を必要としないものの一人暮らしに不安を感じている高齢者に住宅を提供し、相談や助言を行うとともに緊急時の対応を行っています。また、虐待の緊急避難施設として常時対応可能となっています。

### ■今後の方針・目標

- 高齢者世帯及び家族に援助を受けることが困難な高齢者について、居住・交流機能を総合的に提供することにより、安心して健康で明るい生活を送れるよう支援を継続していきます。また、本来の利用目的にとらわれず、虐待時の緊急避難施設など様々な事案に柔軟な対応をしていきます。

【生活支援ハウスの利用実績と見込み】

区分	実績値		見込み	計画値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数（人）	7	8	6	6	6	6
利用延人数（人）	593	1,052	1,080	1,080	1,080	1,080

## 第3節 地域の連携強化

地域を支える住民の活動については、今後もますますその重要性が増し、地域に支えられた福祉の実現に結びつくものであることから、地域における支え合いを前提とした“ともに生きる社会”の構築を目指し、自助・近助・互助・共助・公助による福祉サービスを目指します。

また、特定の職種による支援やサービス提供だけではなく、地域の高齢者を中心とした支え合いによる連携強化の促進を図ります。

### 1 健康推進員、民生委員児童委員、福祉推進員の連携強化

#### ■施策の目的・内容

- 地域で保健福祉活動を行っている健康推進員や民生委員児童委員、そして福祉推進員の活動の支援及び連携強化を図るため、社会福祉協議会や行政区長と連携しながら、地域保健福祉研修会、地域リーダー研修会を開催するものです。

#### ■これまでの実施状況

- 地域ケア会議等で、地域における連携の必要性を訴えていますが、理解が進まず、地域リーダーの育成に至っていません。

#### ■現状と課題

- 各地区においては、行政区長、健康推進員、民生委員児童委員、福祉推進員が連携し、地域の活動を実施しているところもあります。ただし、地域間の温度差がみられます。

#### ■今後の方針・目標

- 今後は、地域で保健福祉活動を担う行政区長、健康推進員、民生委員児童委員、福祉推進員がそれぞれの役割を理解し合いながら、連携を強化できるように支援していきます。

### 2 地域における住民同士の連携強化の促進

#### ■施策の目的・内容

- 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられる地域コミュニティづくりに向けて、高齢者が心身の状態に応じて地域社会で一定の役割を担えるよう、意識啓発を行うものです。

#### ■今後の方針・目標

- 今後は、各地域の高齢化や人口減少を認識していただき、高齢者であっても地域で互いに支え合い、助け合う役割を担えるよう、意識啓発に努めます。

## 第4節 ボランティア活動の支援

社会福祉協議会へ助成することにより、ボランティア活動の社会的意義や福祉の理念であるノーマライゼーションの考え方、地域におけるボランティアの役割など、基本的な知識を正しく理解するための講座や教室の開催を支援していきます。

### 1 ボランティア活動の支援

#### ■施策の目的・内容

- 社会福祉協議会との協力によりボランティア活動に必要な知識や専門的技術の普及、ボランティアの育成と確保を行うものです。また、自主的なボランティアグループの活動支援やボランティアセンターの組織強化を図ります。

#### ■これまでの実施状況

- ボランティア活動に必要な知識や専門的技術を身につける体験講座や講演会、研修会等を社会福祉協議会へ委託して実施し、ボランティアの育成と確保、活動の普及啓発を行うとともに、地域活動の活性化を推進し、住民の福祉向上に努めてきました。

#### ■現状と課題

- 既存のボランティア団体構成員の高齢化が進んでいます。また、若年層のボランティアに対する意識が希薄となっており、ボランティアへの参加が増えない状態が続いています。

#### ■今後の方針・目標

- 今後も、ボランティア活動に必要な知識や専門的技術を身につける体験講座や講演会、研修会等を実施し、ボランティアの育成と確保、活動の普及啓発を継続して実施していきます。また、引き続きボランティアセンター事業としての、地域活動の活性化を推進し、住民の福祉向上に努めていきます。

# 第3章 生きがいつくり・交流の推進

## 第1節 スポーツ・レクリエーション、学習趣味活動の充実

高齢者が持てる能力と個性を十分に発揮して、健康で社会における役割を担い、生きがいのある生活を送ることができるよう、スポーツ・レクリエーション、学習趣味活動の場の充実を図ります。

### 1 スポーツ・レクリエーションの充実

#### ■施策の目的・内容

- 高齢者に人気の高い各種スポーツ・レクリエーションへの参加を促進し、高齢者の健康増進や外出促進、仲間づくりを促進するものです。

#### ■これまでの実施状況

- 高齢者からの人気が高いグラウンドゴルフ、パークゴルフ等を中心に一年を通じて積極的に取り組んでいます。中でも、パークゴルフ場を整備したことにより、誰でも気軽に利用できるようになり、競技人口も増加していることから、大会や遠征など他町村との交流も図っています。
- ゲートボールからグラウンドゴルフへの人気の移り変わりもあり、高齢者が気軽に取り組める新たなニュースポーツの導入と普及も図っています。
- 各地区においてニュースポーツ交流会を開催し、気軽に楽しめる様々なニュースポーツを普及するとともに、出前講座等を通して自主活動の支援を行いました。また、パークゴルフ場を常時開放することにより、高齢者の健康増進、交流としての場となり、クラブ対抗大会の開催も恒例行事として開催されました。

#### ■現状と課題

- 単位老人クラブには地域によりスポーツ活動に対する温度差があるため、活動が盛んな地域とそうではない地域に大きな格差があります。

#### ■今後の方針・目標

- 各地区においてニュースポーツ交流会を開催し、気軽に楽しめる様々なニュースポーツを普及するとともに、出前講座等を通して自主活動の支援を行っていきます。
- パークゴルフ場を常時開放することにより、誰でも気軽に利用可能としています。今後も引き続き、高齢者の健康増進、交流としての場を提供していきます。



## 2 学習趣味活動

### ■施策の目的・内容

- 生涯を通して自己啓発に努め、自ら学ぶ意欲を持って生活できるよう、多様な学習の場を提供するものです。

### ■これまでの実施状況

- 自ら学ぶ意欲を持って生活できるよう、多様な学習の場を提供してきました。
- 地域の高齢者を対象にシルバー交通大学などの開催を支援し、体験等による交通ルールの学習により、交通弱者と呼ばれる高齢者の悲惨な事故防止に努めてきました。
- 高齢者を含む趣味・教養などのサークルや婦人団体などの指導者を育成し、主体的かつ継続的な活動を支援してきました。

### ■現状と課題

- くがね創庫での自主活動展示や町民文化祭を開催し発表の場を設け、活力ある活動を支援しています。
- 地域の高齢者を対象にシルバー交通大学などの開催を支援し、体験等による交通ルールの学習により、交通弱者と呼ばれる高齢者の悲惨な事故防止に努めています。
- 高齢者を含む趣味・教養などのサークルや婦人団体などの指導者を育成し、主体的かつ継続的な活動を支援しています。

### ■今後の方針・目標

- 今後も引き続き、生涯を通して自己啓発に努め、自ら学ぶ意欲を持って生活できるよう、多様な学習の場を提供するとともに、くがね創庫での展示や町民文化祭等を開催し、学習の発表の場を設け、活力ある活動の推進に努めます。
- 地域の高齢者を対象にシルバー交通大学などの開催を支援し、体験等による交通ルールの学習により、交通弱者と呼ばれる高齢者の悲惨な事故防止に努めます。
- 今後も引き続き、高齢者を含む趣味・教養などのサークルや婦人団体などの指導者を育成し、主体的かつ継続的な活動の支援を継続していきます。

## 3 高齢者の就労支援

### ■施策の目的・内容

- 就労による社会貢献で、高齢者が持っている能力を発揮できるよう、シルバー人材センターの活動を支援するものです。また、年齢に関係なく働くことができる喜びと、豊かな生活が送れるように、高齢者の就労支援をしていきます。

### ■これまでの実施状況

- シルバー人材センターに対し、国の高年齢者就業機会確保事業費等補助金と同額を基本として町補助金により、運営費等への支援を行ってきました。

### ■現状と課題

- 将来的な人口減少及び派遣会社等の進出による受注の減少に伴い、シルバー人材センター自体が適正な収支バランスの維持ができるかが課題です。

### ■今後の方針・目標

- 今後も引き続き、高齢者の就労支援を継続していきます。
- 地域のニーズに合った人材確保や地域での高齢者の活躍を支援できるよう、体制や事業のあり方について、検討を進めていきます。

## 第2節 交流活動の促進

高齢者が健康で社会における役割を担い、生きがいのある生活を送ることができるように地域のふれあいを大切にした活動を支援していきます。

### 1 交流活動の促進

#### ■施策の目的・内容

- 高齢者相互の交流や、子どもや若者と高齢者の世代間交流を進め、高齢者の知識や経験を後世代に伝えていくための支援をするものです。
- 活動内容は以下の内容となります。
  - ア 子ども会や児童館での季節の行事・ボランティア活動等による交流
  - イ 麓岳白山小学校の実習田での米づくり体験学習の指導
  - ウ 地域に伝わる伝承芸能の指導（白山豊年踊り、お茶屋節など）
  - エ 竹とんぼ、コマ遊びなど昔の遊びを通じた子どもたちとの交流

#### ■これまでの実施状況

- 現在は、「施策の目的・内容」に掲げている活動を支援しています。
- 交流活動や世代間交流の促進に向けた老人クラブの自主的活動について、用具の貸し出し・交流会の構成についての助言や共催をすることにより支援しました。
- 地域の住民が気軽に立ち寄り、交流のできる場を提供しました。
- 各種サークル活動、老人クラブ活動の拠点として公共の施設を開放し、支援に努めました。

#### ■現状と課題

- 世代間交流を通じて地域の小学生とのスポーツ交流を定期的に行っていますが、児童数の減少、塾や習い事もあり、子どもたちの集まりが年々悪くなっています。
- 用具の貸し出しを求める老人クラブは少なくないですが、地域間の偏りがみられます。
- お茶っこ飲み会をきっかけとした世代間交流を目標としていますが、若い世代の参加者が少なく、また、女性が中心であり、男性の参加者が少なくなっています。

#### ■今後の方針・目標

- 今後も引き続き、「施策の目的・内容」に掲げている活動を継続します。
- 今後も単位老人クラブが行う活動について継続した支援を行い、地域に根ざしたクラブづくりの支援に努めます。また、交流活動や世代間交流の促進に向けた老人クラブの自主的活動の促進、お茶っこ飲み会など地域のふれあいを大切にした活動の支援を継続します。
- 地域の住民が気軽に立ち寄り、交流のできる場を提供します。
- 平成27年4月27日に開館した涌谷公民館を中心に、さらに充実した環境において活動が推進されるよう支援します。また、その他の公的施設等においても、地域住民と高齢者の交流や高齢者の活躍の場としての有効活用を促進します。

## 第3節 老人クラブ活動等への支援強化

高齢者の健康と生きがいをづくりを推進する活動の支援を強化していきます。

### 1 老人クラブ活動等への支援強化

#### ■施策の目的・内容

- 高齢者が交流を深めながら生きがいをづくりや健康づくりのための様々な活動を支援するものです。
  - ア 社会奉仕活動の推進（花いっぱい運動、清掃等の環境美化）
  - イ スポーツ・レクリエーション活動の推進
  - ウ 友愛活動の推進（民生委員児童委員との連携した独居・寝たきり高齢者宅の訪問）

#### ■これまでの実施状況

- 高齢者が生きがいのある人生を送れるよう、以下の老人クラブ活動を支援してきました。
  - ア 生きがいをづくり活動：旅行、演芸大会、お茶っこ飲み会 など
  - イ 健康づくり活動：体操、ウォーキング、グラウンドゴルフ、パークゴルフ など
  - ウ ボランティア活動：清掃、地域行事協力、花いっぱい運動 など

#### ■現状と課題

- 単位老人クラブにおいては会員数も大きく異なることから、地域により活動に差がみられます。
- 各老人クラブにおいて会員数が減少しており、会員確保や時代に即した活動内容の見直しの検討が必要です。

#### ■今後の方針・目標

- 今後も引き続き、高齢者が生きがいのある人生を送れるよう、老人クラブ活動への助成を行い、支援していきます。
- 老人クラブの活動内容の見直しや活動内容の公開、情報発信等を検討し、参加促進に努めます。

## 第4章 地域支援事業の充実

### 第1節 介護予防・日常生活支援総合事業

平成26年の介護保険法の改正により、地域支援事業について大幅に見直しが行われました。

この見直しにより、全国一律の介護予防給付（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）を市町村が取り組む地域支援事業に移行し、「介護予防・日常生活支援総合事業」として実施されることになりました。その趣旨は、既存の介護事業者による既存サービスに加え、NPO、民間企業、ボランティア、農業協同組合等の多様な事業主体によるサービスを提供することにより、サービスの効率化と費用の抑制を図りながら、要支援者に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すものです。

具体的には、訪問介護と通所介護が『訪問型サービス』『通所型サービス』として地域支援事業の枠組みに入りました。

総合事業は、これまでの介護予防通所介護や介護予防訪問介護などの介護給付で受けられていたサービスを、市町村が取り組む地域支援事業に移行して行う「介護予防・生活支援サービス事業」と、第1号被保険者（65歳以上のすべての高齢者）に運動教室や介護予防に関する普及啓発を行う「一般介護予防事業」から構成されます。

本町においては、平成29年度から導入されました。

#### 1 介護予防・生活支援サービス事業

平成29年度より、従来の介護予防給付のうち訪問介護・通所介護については、町が地域の実情に応じた取り組みを行うことをはじめ、町が実施主体となる介護予防・生活支援サービス事業の中で実施することになりました。

実施にあたっては、効率的で柔軟性のある事業実施につなげるため、既存のサービス（予防給付による訪問介護・通所介護）を軸に、これらを多様な担い手による多様なサービスとして再構築し充実させることで、町民にとって使いやすく、多様なニーズにも対応できるサービスとします。

事業の適切かつ効率的な実施の観点から、各種サービスごとに、その内容に応じた基準やサービス単価、利用者負担（利用料）を定めます。

## (1) 訪問型サービス

### ■事業の内容

- 要支援者等に対して、掃除・洗濯その他の日常生活上の支援を行うものです。以下の5種類に分類されます。

サービス種別	従来の介護予防訪問介護相当	多様なサービス			
	訪問介護	訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	訪問型サービスB (住民主体による支援)	訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
サービス提供者 (例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	ボランティア主体

### ■今後の方針・目標

- 当面は「訪問介護」により、要支援認定者を中心としたサービス提供を実施します。実施にあたっては、対象者の要支援状態や生活機能を正確に把握し、対象者の自立した生活の確立に向けた支援を行います。
- また、「多様なサービス」の4種類については、現在実施体制が整備されていないため、サービス提供者の確保に努めるとともに、現在提供している事業者の人材確保や運営体制維持に向けた支援に努めます。

## (2) 通所型サービス

### ■事業の内容

- 要支援者等に対して、機能訓練や集いの場等日常生活上の支援を行うものです。以下の4種類に分類されます。

サービス種別	従来の介護予防通所介護相当	多様なサービス		
	通所介護	通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	通所型サービスB (住民主体による支援)	通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
サービス提供者 (例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者+ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)

### ■今後の方針・目標

- 当面は「通所介護」のみ実施します。実施にあたっては、対象者の要支援状態や身体機能、閉じこもり状況等を正確に把握し、社会的孤立感の解消、自立生活の促進、要介護状態への進行抑制に向けた支援を行います。

また、「多様なサービス」の3種類については、現在実施体制が整備されていないため、サービス提供者の確保に努めるとともに、現在提供している事業者の人材確保や運営体制維持に向けた支援に努めます。

### (3) 生活支援サービス

#### ■事業の内容

- 高齢者のニーズに合った多様なサービスごとに、住民やNPO法人、民間企業等多様な主体によるサービス提供を行うものです。本町では、「配食サービス」を実施します。
- 65歳以上の一人暮らし世帯、高齢者のみの世帯等であって、老衰、心身の障害、傷病等の理由により調理が困難な人を対象に、週3回、夕食を配達するものです。栄養バランスのとれた食事を提供することにより、健康維持と生活支援を図るとともに、宅配ボランティアによる安否確認を行います。

#### ■今後の方針・目標

- 在宅高齢者にバランスのとれた栄養のある食事を提供することにより、高齢者の自立支援と福祉の向上を図っていきます。
- 配達時に使用する容器を回収が必要な保温容器から使い捨て型の容器に変更し、宅配ボランティアの負担軽減を図ります。
- 配達回数について、従来の週3回から週7回への拡充を検討します。
- 支援が必要な高齢者への適正な食事提供に向けて、制度の普及・啓発を図ります。
- 町社会福祉協議会により、配達ボランティアの確保・育成を進めます。

【配食サービスの利用実績と見込み】

区分	実績値		見込み	計画値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数(人)	34	36	35	35	35	35

### (4) 介護予防ケアマネジメント

#### ■事業の内容

- 介護予防・生活支援サービス対象者、要支援認定者に対して、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントを行うものです。

#### ■今後の方針・目標

- 介護予防・生活支援サービスについて、高齢者の自立保持のための身体的・精神的・社会的機能の維持向上を目指し、地域包括支援センターが実施前・後の評価(アセスメント)、介護予防ケアプランの作成、事業評価を行います。
- 予防給付については、サービス利用希望者の状態や意向を正確に把握し、それぞれの状態に適し、自立した生活につながるよう介護予防ケアプランの作成を行います。

## 2 一般介護予防事業

すべての高齢者が対象となる一般介護予防事業では、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進していきます。

### (1) 介護予防事業対象者把握事業

#### ■事業の内容

- 65歳以上の高齢者を対象に、基本チェックリストによる調査や地域での保健福祉活動、関係機関からの連絡を基に心身の状況を把握し、介護予防・生活支援サービスの対象者を選定するものです。

#### ■今後の方針・目標

- 基本チェックリストによる調査や地域での活動等により把握した情報を基に、地域包括支援センターにおいて関係機関と協議し、介護予防・生活支援サービスを決定します。
- 閉じこもりがちな高齢者に対しては、訪問による調査を検討します。

### (2) 介護予防普及啓発事業

#### ■事業の内容

- 介護予防パンフレットの作成・配布やホームページに介護予防関連の情報を掲載するなど、介護予防活動の普及啓発を行うものです。

#### ■今後の方針・目標

- 高齢者やその家族が介護予防への関心を高めていけるように、年度ごとに事業内容の説明や自分でできる介護予防など、本人や家族の関心を高めていけるような内容を検討し、パンフレットや町の広報、ホームページに掲載し、普及啓発を図ります。
- 一時的な活動ではなく継続的な健康づくりや介護予防に取り組んでいただけるよう、目標設定や取り組みの評価など、仕組みづくりを検討します。

### (3) 地域介護予防活動支援事業

#### ■事業の内容

- 地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行うものです。

#### ■今後の方針・目標

- 介護予防に関する地域のリーダーやボランティアの育成、老人クラブやサークル等の自主的な介護予防に資する地域活動組織に対して支援を行います。また、地域集会場等を利用して通いの場を拡大し、介護予防の取り組みを促進します。



#### (4) 一般介護予防事業評価事業

##### ■事業の内容

- 一般介護予防事業について、要介護認定状況や事業の進め方、効果等を測定・評価するものです。

##### ■今後の方針・目標

- 実施した事業について、地域の特性や課題について検討して目標を設定し、事業の実施にあたっての手順・過程や事業目標の達成状況等を評価します。また、評価結果を基に、一般介護予防事業の改善に生かします。

#### (5) 地域リハビリテーション活動支援事業

##### ■事業の内容

- リハビリテーション専門職等が、地域包括支援センターと連携しながら、通所、訪問、地域ケア会議、住民運営の通いの場等に関与し、要介護状態等となることの予防など、効果的、かつ効率的な介護予防を推進するものです。

##### ■今後の方針・目標

- 地域における介護予防の取り組みを機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進していきます。
- 事業参加者が、自主的に活動できるよう、活動支援や意識啓発を行います。

## 第2節 包括的支援事業

### 1 地域包括支援センターの運営

#### (1) 介護予防ケアマネジメント事業

##### ■事業の内容

- 高齢者が要介護状態になることをできる限り予防し、また、それ以上に悪化しないように、地域支援事業による介護予防・日常生活支援総合事業と被保険者の申請に基づき要支援認定をした結果、要支援1及び2と認定された人に対する予防給付事業を実施し、介護予防の維持・改善を図るものです。

##### ■今後の方針・目標

- 高齢者の自立支援を目的としたケアマネジメントを推進するため、介護支援専門員の資質の向上とケアマネジメントの質の向上を図ります。

#### (2) 総合相談支援事業

##### ■施策の目的・内容

- 高齢者の心身の状況や生活実態、必要な支援等を把握し、保健・医療・福祉・介護サービスについての総合相談を受け、適切なサービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行います。

##### ■これまでの実施状況

- 総合相談窓口として、来所、訪問、電話相談を実施し、各種制度、サービスの説明や紹介を実施することで、介護保険申請等必要な支援につなげてきました。

##### ■現状と課題

- 予防給付の対応を外部に委託したため、相談が委託先の介護支援専門員に移行し、町への相談件数は減少した。
- 相談内容は介護相談から権利擁護、生活相談、障害についての相談等多岐にわたり、近年では、独居や高齢者のみの世帯における問題、認知症状や介護状態が悪化してからの相談が増えています。
- 今後、少子高齢化の進行により複数の問題が絡み合い、複雑化した問題の増加が予測されます。

##### ■今後の方針・目標

- 今後も引き続き、総合相談窓口としての機能を維持し、今後増えることが予想される複雑な問題に対してもスムーズに解決できるよう支援に努めます。
- 複雑な相談にも対応できるよう、職員のスキル向上を進めるとともに、相談内容を整理・分類し記録します。

### (3) 権利擁護事業

#### ■施策の目的・内容

- 自分で金銭管理や契約を行うことに不安がある高齢者や障がい者等を対象に、相談や手続きの支援、成年後見制度等の関連する事業につなげるものです。

#### ■今後の方針・目標

- 高齢者の権利を守るため、「高齢者虐待防止法」に基づき、地域包括支援センターを中心に、地域の関係機関と連携し、高齢者虐待防止に取り組むネットワークを推進します。  
また、高齢者が認知症などにより判断能力の低下や身体機能の低下により介護が必要な状態になっても、生命や財産が守られ、地域において安心して生活を送ることができるよう権利擁護支援体制を充実します。

#### ①高齢者の権利擁護

##### ■施策の目的・内容

- 地域包括支援センターを中心に、高齢者虐待の防止や成年後見制度の活用など高齢者の権利擁護に努め、活動の促進をします。また、地域内ネットワークの構築により高齢者虐待の早期発見に努め、虐待対応マニュアルにより早急な対応に努めます。

##### ■これまでの実施状況

- 高齢者虐待の予防及び啓発として、介護支援専門員やサービス事業所などを対象とした虐待に関する研修会を行っています。高齢者虐待が発生した際は、必要に応じ成年後見制度等を活用しています。
- 主に地域民生委員児童委員の協力・連携を図っており、通報があった場合、高齢者虐待防止法により、マニュアルに基づき対応しています。

##### ■現状と課題

- 高齢者虐待の予防や早期発見、消費者被害の抑制につなげられるよう、見守りネットワークの充実が必要です。
- 専門職の権利擁護に対する意識について、さらに高められるような取り組みが必要となっています。

##### ■今後の方針・目標

- 高齢者虐待の予防として、高齢者の尊厳や権利擁護についての理解や、サービスの質の向上を図ります。
- 民生委員児童委員と日頃からのネットワーク構築のため、民生委員児童委員協議会等を活用しネットワークを構築していきます。マニュアルについて、適宜見直しや修正を行い、施設等で発生した場合のマニュアル作成及び体制を整備していきます。

## ②成年後見制度利用支援事業

### ■施策の目的・内容

- 認知症や知的障害等により判断能力が不十分で身寄りのない高齢者の成年後見制度町長申し立てを積極的に活用していきます。
- 涌谷町成年後見制度利用支援事業実施要綱に基づき、低所得の高齢者に係る成年後見制度の申し立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成等を行います。

### ■これまでの実施状況

- 独居生活で、家族・親族がいない、もしくは音信不通により通報できる人がいない場合、家族から虐待を受けている場合などに必要に応じ町長申し立てを行っています。

### ■現状と課題

- 家族と疎遠、介護放棄等の虐待と判断されたケースがみられます。また、認知症により判断力が低下しているケース等により、町長申し立てによる制度申請件数が増加傾向にあります。

### ■今後の方針・目標

- できる限り親族申し立てを基本としながらも、必要性が高いケースについては、個別ケース会議等で検討し、町長申し立てを円滑にできるようにします。

## (4) 包括的・継続的ケアマネジメント事業

### ■施策の目的・内容

- 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、個々の状況や変化に応じて、在宅と施設の連携、地域における連携・協働の体制づくりや介護支援専門員に対する支援等を行うものです。

### ■これまでの実施状況

- 介護支援専門員がケアプラン作成において、抱える悩みや処遇対応が難しいケースについて相談に応じ、高齢者に質の高いサービスを提供できるように支援してきました。

### ■現状と課題

- 複数の課題を抱えていたり、処遇が難しい高齢者の場合、その場だけでの判断や助言では限界があります。個々の介護支援専門員だけではなく、事業所を対象に、ケアプラン勉強会などを通じたネットワークづくりも必要とみられます。

### ■今後の方針・目標

- ケアプラン学習会や情報交換会の定期開催、地域ケア会議の体制整備を図っていきます。
- 介護支援専門員等の資質の向上を図る観点から、研修会や情報交換会を定期開催します。また、円滑に業務が実施できるよう、介護サービス事業者等とのネットワーク構築を支援します。

## (5) 地域ケア会議の充実

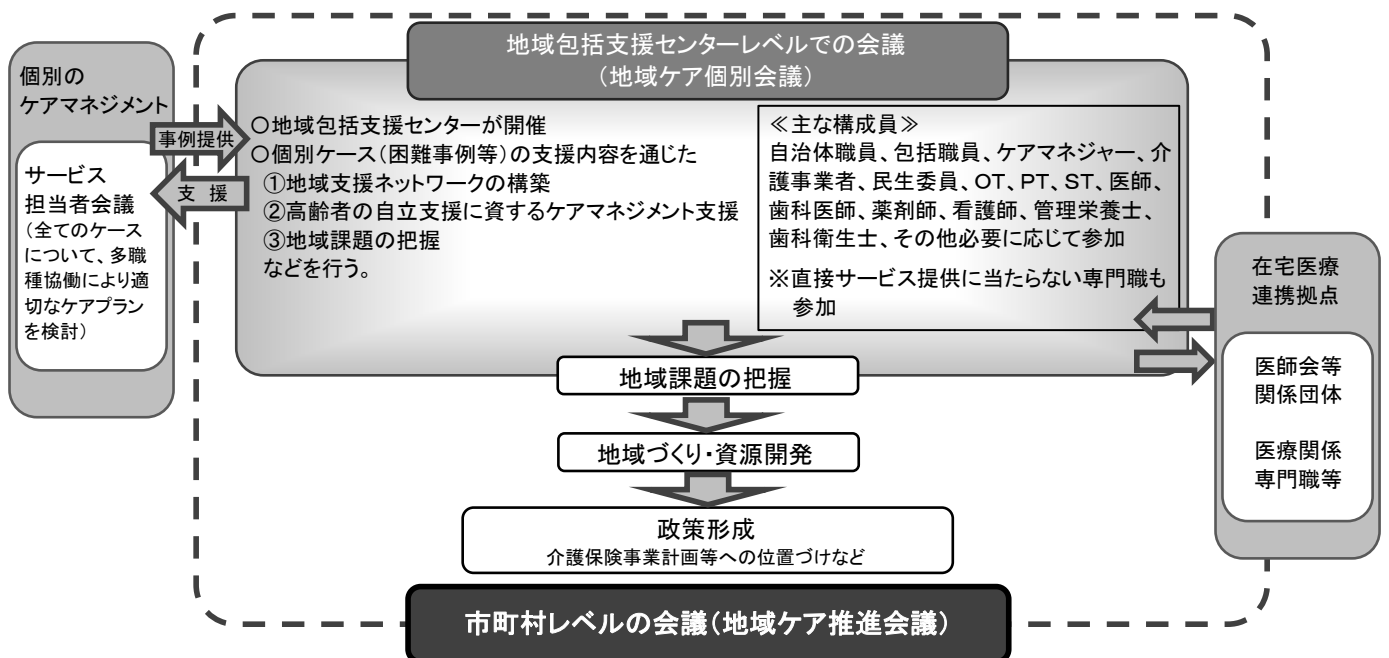
### ■施策の目的・内容

○ 地域ケア会議は、個別ケースの支援内容の検討を通じた、①地域の介護支援専門員の法の理念に基づいた高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援②高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築③個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握を目的として開催するもので、次の5つの機能を持ちます。

- ア 事例検討を通じ、地域課題を発見する機能
- イ 処遇困難事例の検討を通じ、様々な知恵やノウハウの集結及び解決する機能
- ウ 地域関係機関との連絡会議を通じ、地域課題の共有や好事例を共有する機能
- エ センター長会議等で、市町村職員との地域課題を共有する機能
- オ 町主催の介護保険事業計画策定委員会等において、地域の関係者とともにより地域支援や基盤整備を検討する機能

### ■今後の方針・目標

- 地域ケア会議は地域包括ケアシステムの実現のための有効なツールであり、さらに取り組みを進める必要性があります。
- 地域包括支援センターでは、個別事例の検討を通じて多職種協働によるケアマネジメント支援を行うとともに、地域のネットワーク構築につなげるなど、実効性あるものとして定着・普及させていきます。



## (6) 人材の確保、資質の向上

### ■今後の方針・目標

- 地域で活動する福祉人材の確保育成を進めます。
- 県と連携しながら、支え手となるボランティア、NPOの育成、認知症サポーターの養成など、必要な施策に取り組みます。
- 町の行政組織において、地域包括ケアシステムの連携の中心となる担当部署とその役割を明確にしながら、各分野に精通した（専門的な知識やノウハウを有する）人材の育成・確保を図ります。また、各種研修会等により保健・医療・福祉・介護の各関連機関におけるキーパーソンとの連携が円滑に図られるよう努めます。

## (7) 地域包括支援センター機能の充実

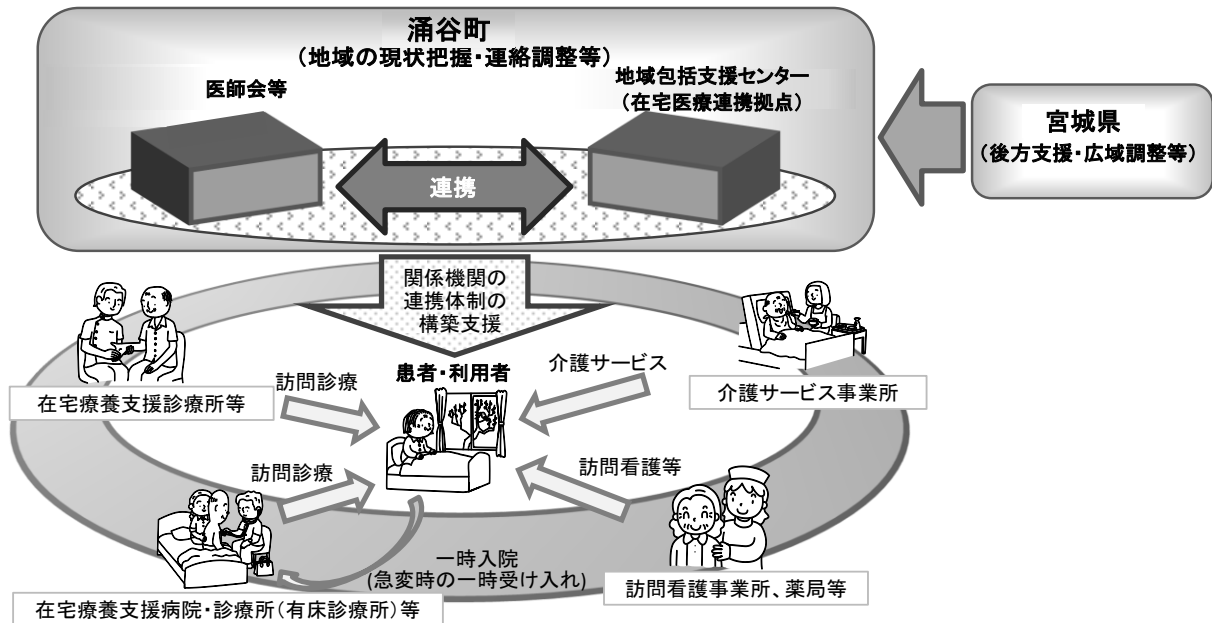
### ■今後の方針・目標

- 在宅医療連携拠点としての機能など、今後もますます業務の範囲や量的な増大が見込まれるため、スタッフの充実やサテライトセンターの設置等の検討が必要となります。
- 地域包括支援センター運営協議会を活用し、適切な助言や評価を受けます。

## 2 在宅医療・介護連携の推進

### ■施策の目的・内容

- 疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けるために、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を行うことができるよう、地域の医師会等と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制の構築を図るものです。平成 29 年度から運用を開始しました。



### ■今後の方針・目標

- 以上のような在宅医療・介護連携を推進していくために、具体的に以下のア～クの事業を推進していきます。
  - ア 地域の医療・介護の資源の把握
  - イ 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
  - ウ 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進
  - エ 医療・介護関係者の情報共有の支援
  - オ 在宅医療・介護連携に関する相談支援
  - カ 医療・介護関係者の研修
  - キ 地域住民への普及啓発
  - ク 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携

### 3 地域におけるコーディネーターとの連携

高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりを推進していくために、平成29年4月に生活支援コーディネーターと協議体を設置し、連携体制の構築を進めています。

#### (1) 生活支援コーディネーターの配置

##### ■施策の目的・内容

- 生活支援コーディネーターは、以下の3つの機能を持つものです。
  - ア 地域の資源開発
  - イ ネットワークの構築
  - ウ 高齢者のニーズと地域の取り組みのマッチング

##### ■今後の方針・目標

- 生活支援コーディネーターの配置により、地域における地域支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取り組みを推進します。
- 既存の介護サービス事業者によるサービス提供から、元気な高齢者をはじめ住民が担い手として積極的に参加する支援まで、サービスの多様化を図り、高齢者の多様なニーズに対応していきます。

#### (2) 生活支援サービスに関する協議体の設置

##### ■今後の方針・目標

- ボランティアや民間企業、社会福祉法人等と協働した協議体の設立により、生活支援・介護予防の基盤整備に向けた取り組みを整備し、生活支援サービスの充実を図りながら、高齢者が支える側にまわる仕組みや住民同士の支え合いを推進します。

#### (3) 町民への周知と関連団体との連携強化

##### ■今後の方針・目標

- 町民や利用者、また、事業を行う介護サービス事業者などに、制度の趣旨や今後に向けた考え方などを広く周知しつつ、円滑な事業の実施に向け、ボランティアなど関連団体との連携強化を図ります。



## 第3節 任意事業

### 1 介護給付の適正化

事業者による過度の利用者掘り起こしや不正請求等を制し、長期的に安定した介護保険財政の運営につなげるため、地域支援事業における「介護給付適正化事業」等を活用しながら、給付内容の審査に努めます。

主要適正化事業として設定されている「認定調査状況チェック」「ケアプランの点検」「住宅改修等の点検」「医療情報との突合・縦覧点検」「介護給付通知」の5事業を行い、利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、介護給付等に要する費用の適正化のための事業を実施します。

なお、今後の実施状況によっては、適正な事業の推進に向けて随時内容の見直しを行います。

#### 【介護給付適正化の実績と見込み】

	実施目標
認定調査状況チェック	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町職員による認定調査票のチェックで判定基準の統一化を図る。(全件)</li> <li>・認定調査員の内部研修を行う。(年1回)</li> </ul>
ケアプランの点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各事業所からの相談を基に、町と事業所の介護支援専門員の双方で確認しながら点検を行う。</li> </ul>
住宅改修等の点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅改修：事前確認申請時は、写真で確認する。支給申請時は現地訪問を行う。行政で把握している利用者の身体状況から申請内容に疑問が生じたケースについて、ケアマネジャー等に確認する。(全件)</li> <li>・福祉用具：申請書と介護認定審査会資料特記事項との整合性を確認する。(全件)</li> </ul>
医療情報との突合 ・縦覧点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国保連に対象者抽出を委託し、町職員が実施する。点検結果について事業所に確認することで適正化への取り組みを啓発する。(全件)</li> <li>・縦覧点検：国保連に委託する。点検結果について事業所等に確認することで適正化への取り組みを啓発する。(全件)</li> </ul>
介護給付通知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者に自身の保険給付状況を把握させ、利用者によるサービス内容の見直しの一助とする。(年2回利用者に通知)</li> </ul>

# 第5章 介護保険サービスの充実

## 第1節 介護保険サービスの基本方針

本町は、高齢化の進行により、要支援・要介護認定者数の増加が見込まれており、介護保険サービスのニーズも高まってくるものとみられます。

本町において、介護保険サービスの供給は、これまでと同様居宅サービスを中心に進めていきます。要介護認定者数の増加とあわせて、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加により、施設サービスのニーズが高まることも想定されますが、将来的なサービスのニーズや介護人材確保の課題があることから、当面は、居宅サービスを中心にサービスを供給し、施設サービスの新たな整備は次期計画以降に見送ることとします。

## 第2節 介護保険の円滑な実施

### 1 介護保険制度の普及啓発

介護保険制度の内容やサービスの利用方法などについては、広報わくや、ホームページによる情報提供、パンフレットの配布等を行っています。これからも多様な媒体を活用し、介護保険制度に関する情報提供に努めます。

また、ホームページにアクセスできない高齢者や広報などの活字媒体だけでは情報が行き届きにくい高齢者に対処するため、社会福祉協議会や民生委員児童委員、ボランティア団体、老人クラブ等の高齢者と接する機会の多い機関、団体等のマンパワーを活用するとともに、地域包括支援センターを中心に情報提供を行い、介護保険制度の周知に努めます。

### 2 介護サービスの質の向上

介護サービスの質の向上のためには、介護サービス事業者自らの取り組みが必要であり、地域包括支援センターを中心として必要な情報を提供するとともに、定期的な研修会や情報交換会を開催し、ネットワークの強化を図ることで、介護サービス事業所の質の向上への取り組みを支援します。

また、地域密着型サービスについては、保険者である町が適切に事業者の指導監督を実施し、サービスの質の確保を図ります。地域密着型サービス以外の介護サービスについては、指導監督を担う県と連携のもと、必要に応じて事業所への立ち入り調査を行うなど、介護サービス事業所への指導を強化します。

### 3 適正な介護認定

介護認定に際し、認定調査にあたる認定調査員に対し、適正な調査が行えるよう認定調査の仕方などについて今後も随時研修を実施し、調査技術の向上に努めます。また、介護認定審査会においても適正かつ公正な審査が実施されるよう、継続して研修の充実に努めます。

## 4 介護保険料の収納率向上

介護保険制度は、介護保険料を財源として給付を行う保険事業であるため、安定的にその歳入を確保する必要があります。

被保険者間の負担の公平性を確保する上で、収納率の向上が重要です。このため、介護保険制度の趣旨について理解を求め、保険料の滞納の解消に努め、収納率の向上を図ります。

## 5 相談・苦情対応体制の整備

町民医療福祉センターを中心に、介護保険制度をより使いやすくするために相談や苦情に対応する窓口等の体制整備を行います。専門的知識を有した相談員が介護サービスの利用や制度の普及を図ることができるように、地域包括支援センターなど、町民医療福祉センターにおける相談・支援の窓口を充実するとともに、地域住民や民生委員児童委員等との連携を図りながら訪問による相談体制の充実を図っていきます。

また、介護サービスに対する苦情についても、サービス利用者の権利を擁護するとともに、より質の高いサービスを実現するために、サービス提供事業者の指導・監督を強化して早期の問題解決を図ります。

# 第6章 地域で安心して生活できる環境整備

## 第1節 災害時の安否確認体制の整備

災害救援福祉マップを活用し、災害時に援護を必要とする高齢者の把握に努め、迅速に対応できるネットワーク体制を整備します。また、社会福祉協議会と連携し、災害時だけではなく通常時も含め、対応できる体制を継続していきます。

### 1 災害時の安否確認体制の整備

#### ■施策の目的・内容

- 社会福祉協議会や行政区長、民生委員児童委員及び地域住民と連携し、災害救援福祉マップを活用した災害時の安否確認体制の整備を図ります。
- 地域の自主防災組織や地域ボランティアと連携して、避難誘導體制を確立していきます。

#### ■これまでの実施状況

- 社会福祉協議会や行政区長、民生委員児童委員、地域福祉会長、自主防災組織及び地域住民と連携し、災害救援福祉マップを活用した災害時の安否確認体制の整備を図りました。
- 地域の自主防災組織の確立を支援し、地域ボランティアと連携して、避難誘導體制について確認作業を行うとともに、防災訓練などを通し、災害に備えた整備を行いました。

#### ■現状と課題

- 社会福祉協議会と連携し、災害時だけではなく通常時も含め、対応できる体制をとっています。

#### ■今後の方針・目標

- 今後も引き続き、社会福祉協議会や行政区長、民生委員児童委員、地域福祉会長、自主防災組織及び地域住民と連携し、災害救援福祉マップを活用した災害時の安否確認体制及び避難行動要支援者マップの活用により、通常時を含めた体制を継続して行っていきます。
- 自主防災組織が確立したことにより、より細分化した体制がとれるようになったことを受け、さらに有事に備えた体制の強化を図ります。
- 新たに対象となった高齢者の速やかに把握・登録するとともに、関係機関と協力し、支援体制の充実を図ります。
- 避難支援等関係者ととともに、避難行動要支援者名簿を基に個別支援計画の作成に努めます。

## 第2節 住環境の整備

---

### 1 高齢者の居住安定に係る施策との連携

#### ■今後の方針・目標

住まいは地域包括ケアシステムの基礎となるため、地域においてそれぞれの生活のニーズに合った住まいが提供され、かつ生活支援サービスを利用しながら個人の尊厳が確保された生活の実現が、保健・医療・福祉・介護などサービス提供の前提となります。

このため、持家や賃貸住宅の住宅改修支援に加え、生活指導・相談、安否の確認、一時的な家事援助、緊急時対応等のサービスを提供するシルバーハウジング・プロジェクトや、加齢対応構造等を備えた公営住宅その他の高齢者に対する賃貸住宅や老人ホームに関する供給目標などについて、必要に応じて県と連携を図り定めていきます。

## **第3部 介護保険事業の見込み**

---

第1章 介護保険サービス事業量の設定

第2章 介護保険事業費、介護保険料の見込み

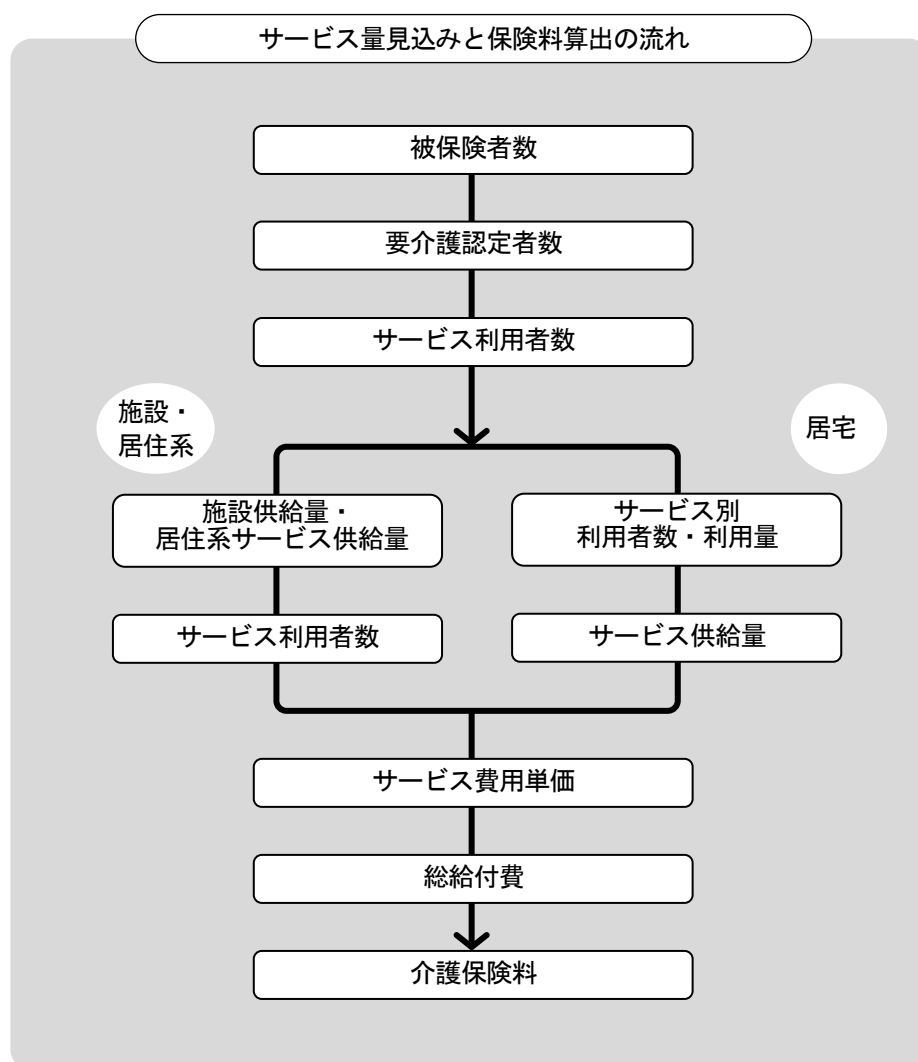


# 第1章 介護保険サービス事業量の設定

## 第1節 介護保険サービス事業量設定の基本的な考え方

### 1 サービス量の推計方法

第7期介護保険事業計画の計画年度である平成30年度から平成32年度までの各サービス量については、計画年度における推計高齢者人口や第6期計画期間である平成27年度から平成29年度途中の介護保険サービス利用状況を基に、計画期間における各年度の要介護認定者数と要介護度別のサービス利用率、1人当たりのサービス利用回数等を推計して必要量を求めたものです。



※ 「施設・居住系」「居宅」とも、介護サービス、介護予防サービス、地域密着型サービスを含みます。



## 2 介護保険サービス見込みの基本的な方向性

以下に介護・介護予防サービスの実績及び計画値を設定します。

サービスの体系は、下図のとおりです。



なお、介護保険サービス見込みの基本的な方向性は以下のとおりとします。

- ①これまでどおり、居宅サービスを中心としたサービス提供を推進します。医療と介護の連携によるサービス供給の調整が行われていますが、居宅サービスを受け皿とします。
- ②介護保険施設や地域密着型サービスは、既存のサービスを継続するものとします。
- ③特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）は、平成30年度以降、毎年2人の新規入居者を見込みます。
- ④平成28年度、平成29年度の利用実績・利用見込みが0人のサービスは利用見込みを0とします。ただし、ケアプランにおいて利用するとされたときは、利用は可能です。

## 第2節 居宅サービス

### 1 訪問介護

訪問介護は、ホームヘルパーが要介護者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護や、その他日常生活上の援助を行うサービスです。(介護予防訪問介護は、平成30年度以降は介護予防・日常生活支援総合事業に完全移行されます。)

【実績値と計画値】

	実績値		見込み	計画値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
予防件数(人/年)	382	435	395	—	—	—
介護件数(回/年)	26,985	27,392	28,161	29,563	32,243	35,089

### 2 訪問入浴介護

訪問入浴介護は、入浴が困難な要介護者の居宅を巡回入浴車等で訪問し、入浴の介護を行うサービスです。

介護予防訪問入浴介護は、要支援者の居宅を訪問し、介護予防を目的として行うサービスです。

【実績値と計画値】

	実績値		見込み	計画値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
予防件数(回/年)	0	0	0	0	0	0
介護件数(回/年)	2,342	1,944	1,763	2,135	2,567	2,900

### 3 訪問看護

訪問看護は、主に在宅の重度者の対応を行うもので、医師の判断に基づき、看護師等が要介護者の居宅を訪問し、療養上の指導と診療の補助を行うサービスです。

介護予防訪問看護は、要支援者の居宅において、介護予防を目的として行うサービスです。

【実績値と計画値】

	実績値		見込み	計画値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
予防件数(回/年)	1,068	1,171	1,100	1,152	1,253	1,159
介護件数(回/年)	8,053	7,293	7,416	7,883	8,807	9,634

## 4 訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションは、医師の指示に基づき、理学療法士・作業療法士が要介護者の居宅を訪問し、心身機能の維持回復を目的としたリハビリテーションを行うもので、在宅生活を継続していくために利用が望ましいサービスです。

介護予防訪問リハビリテーションは、要支援者の居宅において、介護予防を目的として受けるサービスです。

【実績値と計画値】

	実績値		見込み	計画値		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
予防件数（回/年）	8	58	0	77	77	77
介護件数（回/年）	244	763	1,862	898	802	913

## 5 居宅療養管理指導

居宅療養管理指導は、訪問リハビリテーション同様、地域ケアの推進のために重要なサービスであり、医師や歯科医師、薬剤師等が要介護者の居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うサービスです。

介護予防居宅療養管理指導は、要支援者が居宅において、介護予防を目的として受けるサービスです。

【実績値と計画値】

	実績値		見込み	計画値		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
予防件数（人/年）	31	47	88	60	60	60
介護件数（人/年）	621	563	647	612	696	780

## 6 通所介護

通所介護は、居宅サービスで最も利用されているサービスで、要介護者がデイサービスセンター等に通って、入浴、排せつ等の介護や食事、その他日常生活上の援助、機能訓練等を受けるサービスです。（介護予防通所介護は、平成30年度以降は介護予防・日常生活支援総合事業に完全移行されます。）

【実績値と計画値】

	実績値		見込み	計画値		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
予防件数（回/年）	558	673	606	—	—	—
介護件数（回/年）	22,123	18,448	22,035	19,096	20,383	21,222

## 7 通所リハビリテーション

通所リハビリテーションは、在宅生活の維持に向けた機能訓練の役割が大きく、要介護者が介護老人保健施設や医療機関等に通い、心身機能の維持回復のためのリハビリテーションを受けるサービスです。

介護予防通所リハビリテーションは、要支援者が介護老人保健施設や医療機関等に通い、介護予防を目的として受けるサービスです。

【実績値と計画値】

	実績値		見込み	計画値		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
予防件数（人/年）	517	494	483	456	432	432
介護件数（回/年）	7,311	8,109	8,855	8,520	8,869	9,214

## 8 短期入所生活介護

短期入所生活介護は、訪問介護、通所介護等とともに、在宅介護の根幹的なサービスであり、要介護者が介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等に短期間入所して、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービスです。

介護予防短期入所生活介護は、要支援者が介護老人福祉施設等に短期間入所して、介護予防を目的として受けるサービスです。

【実績値と計画値】

	実績値		見込み	計画値		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
予防件数（日/年）	84	73	188	95	95	61
介護件数（日/年）	3,908	4,540	5,378	4,968	5,552	6,256

## 9 短期入所療養介護

短期入所療養介護は、要介護者が介護老人保健施設や介護療養型医療施設に短期間入所して、看護や医学的な管理下での介護、機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の世話を受けるサービスです。

介護予防短期入所療養介護は、要支援者が介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所して、介護予防を目的として受けるサービスです。

【実績値と計画値】

	実績値		見込み	計画値		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
予防件数（日/年）	162	26	0	80	80	80
介護件数（日/年）	861	1,017	1,227	1,372	1,372	1,530

## 10 特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護は、多様な住まいを確保するためのサービスであり、要介護者が有料老人ホームやケアハウス等の特定施設において、サービス計画に基づき入浴や排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話を受けるサービスです。

介護予防特定施設入居者生活介護は、要支援者が特定施設（介護専用型特定施設を除く）において、介護予防を目的として受けるサービスです。

【実績値と計画値】

	実績値		見込み	計画値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
予防件数（人/年）	8	2	0	12	12	12
介護件数（人/年）	69	88	33	72	96	120

## 11 福祉用具貸与

福祉用具貸与は、要介護者が日常生活を送る上で必要とする「車イス」や「特殊ベッド」等の用具を貸与するサービスです。

介護予防福祉用具貸与は、要支援者が福祉用具のうち、介護予防の補助となる用具を貸与するサービスです。

【実績値と計画値】

	実績値		見込み	計画値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
予防件数（人/年）	550	650	679	648	648	660
介護件数（人/年）	2,951	3,114	3,312	3,420	3,720	4,008

## 12 特定福祉用具購入費

福祉用具購入費は、「腰掛便座」、「特殊尿器」、「入浴補助用具」、「簡易浴槽」等、貸与になじまない排せつや入浴に使用する福祉用具の購入費の支給が受けられるサービスです。

介護予防福祉用具購入費は、要支援者が福祉用具のうち、介護予防の補助となる用具の購入費の支給が受けられるサービスです。

【実績値と計画値】

	実績値		見込み	計画値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
予防件数（人/年）	13	15	27	12	12	12
介護件数（人/年）	59	53	67	60	60	60

## 13 住宅改修

住宅改修は、「手すりの取り付け」、「段差の解消」、「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更」、「引き戸等への扉の取り替え」、「洋式便器等への便器の取り替え」、その他これらの工事に付帯して必要となる住宅改修を行った場合の費用について支給が受けられるサービスです。

介護予防住宅改修は、要支援者が住宅改修を行った場合の費用について支給が受けられるサービスです。

【実績値と計画値】

	実績値		見込み	計画値		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
予防件数（人/年）	13	10	9	12	12	12
介護件数（人/年）	27	23	51	24	24	24

## 14 居宅介護支援

居宅介護支援は、要介護者が居宅サービスや地域密着型サービス（施設サービスを除く）を利用する際に、居宅サービス計画（ケアプラン）の作成やサービス提供事業者との連絡調整等の支援を受けるサービスです。

介護予防支援は、要支援者が介護予防サービスや地域密着型介護予防サービスを利用する際に、介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）の作成やサービス提供事業者との連絡調整等の支援を受けるサービスで、包括的なケアマネジメントは地域包括支援センターと指定居宅介護支援事業所が連携しながら行います。

【実績値と計画値】

	実績値		見込み	計画値		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
予防件数（人/年）	1,502	1,743	1,716	1,764	1,764	1,788
介護件数（人/年）	4,831	4,951	5,170	5,208	5,520	5,844

### 第3節 地域密着型サービス

#### 1 認知症対応型通所介護

認知症対応型通所介護は、認知症の要介護者が介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）やデイサービスセンター等に通い、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の援助、機能訓練等を受けるサービスです。

介護予防認知症対応型通所介護は、認知症の要支援者が介護老人福祉施設やデイサービスセンターに通い、介護予防を目的として受けるサービスです。

【実績値と計画値】

	実績値		見込み	計画値		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
予防件数（回/年）	53	161	273	262	262	262
介護件数（回/年）	4,491	4,408	4,393	4,543	4,643	4,742

#### 2 認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護は、認知症の要介護者が共同生活を営む住居（グループホーム）において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の援助や機能訓練を受けるサービスです。

介護予防認知症対応型共同生活介護は、認知症の要支援者が共同生活を営む住居において、介護予防を目的として、入浴や食事の提供等、日常生活上の支援、機能訓練を受けるサービスです。

【実績値と計画値】

	実績値		見込み	計画値		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
予防件数（人/年）	2	0	0	0	0	0
介護件数（人/年）	541	564	614	612	612	612

#### 3 地域密着型通所介護

通所介護のうち、サービス利用者が小規模で地域住民が主に利用している事業所については、平成28年度から「地域密着型通所介護」として、地域密着型サービスに分類されました。

【実績値と計画値】

	実績値		見込み	計画値		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
介護件数（人/年）		5,482	6,728	5,674	5,736	5,969

## 4 その他のサービス

以下のサービスについては、町内に提供事業者がないことから、第7期計画期間中には利用を見込まないものとします。ただし、長期的に高齢者人口の増加が見込まれることから、必要な事業の種類を選定、事業者の確保等について、準備を進めていきます。

サービスの種類	概要
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的にまたはそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行います。
夜間対応型訪問介護	夜間対応型訪問介護は、要介護者を対象に、夜間の定期的な巡回訪問により、または通報を受け、ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の常生活上の援助を行うサービスです。
小規模多機能型居宅介護	<p>小規模多機能型居宅介護は、「通い」を中心として要介護者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせて利用するサービスで、居宅やサービス拠点に通い、もしくは短期間宿泊し、サービス拠点で入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービスです。</p> <p>介護予防小規模多機能型居宅介護は、要支援者が居宅やサービス拠点に通い、もしくは短期間宿泊し、介護予防を目的として、サービス拠点で入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の支援や機能訓練を受けるサービスです。</p>
地域密着型特定施設入居者生活介護	定員29人以下の有料老人ホーム等の施設に入居している要介護者に、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の世話、機能訓練などを行うサービスです。
地域密着型介護老人福祉施設	入所定員が29人以下の特別養護老人ホームに入所する要介護者を対象に、サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話や機能訓練、健康管理及び療養上の援助を受けるサービスです。
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を一体的に提供する複合型事業所の創設により、医療ニーズの高い要介護者への支援を行います。



## 第4節 施設サービス

### 1 介護老人福祉施設

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、居宅で適切な介護を受けることが困難な要介護者が入所する施設で、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練等を受けられます。

【実績値と計画値】

	実績値		見込み	計画値		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
介護件数（人／年）	1,087	1,192	1,396	1,404	1,404	1,404

※人数は実人数

### 2 介護老人保健施設

介護老人保健施設は、症状が安定した状態の要介護者が、在宅復帰を目的として入所する施設で、看護、医学的な管理下での介護、機能訓練、その他日常生活上の世話等を受けられます。

【実績値と計画値】

	実績値		見込み	計画値		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
介護件数（人／年）	1,146	1,161	1,243	1,236	1,236	1,236

※人数は実人数

### 3 介護療養型医療施設

介護療養型医療施設は、長期間にわたる療養が必要な要介護者が、介護体制の整った医療施設で、療養上の管理、看護、医学的な管理の下での介護、機能訓練、その他必要な医療等を受けられます。長期療養が必要な高齢者が入所し、医学的な管理のもと、介護や医療のサービスが受けられる施設です。（平成35年度末までに介護医療院等への転換が予定されています。）

【実績値と計画値】

	実績値		見込み	計画値		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
介護件数（人／年）	0	0	0	0	0	0

※人数は実人数

### 4 介護医療院

介護医療院は、要介護者に対し、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供する施設です。

## 第2章 介護保険事業費、介護保険料の見込み

### 第1節 介護保険事業費の見込み

#### 1 介護給付に係る給付費

要介護1～5の認定者が利用できる「介護給付」の給付費は下表のとおり見込みます。

#### 【介護給付の見込み】

(単位：千円)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅サービス			
訪問介護	83,262	91,095	99,315
訪問入浴介護	24,935	30,010	33,915
訪問看護	35,819	40,382	44,525
訪問リハビリテーション	2,568	2,295	2,610
居宅療養管理指導	4,110	4,561	5,063
通所介護	155,964	168,397	176,341
通所リハビリテーション	79,015	83,796	88,112
短期入所生活介護	40,876	46,008	52,143
短期入所療養介護	12,811	12,817	14,383
福祉用具貸与	40,925	45,295	49,288
特定福祉用具購入費	1,273	1,273	1,273
住宅改修費	2,402	2,402	2,402
特定施設入居者生活介護	12,848	17,104	21,334
居宅介護支援	75,804	80,642	85,566
地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	45,018	46,354	47,669
小規模多機能型居宅介護	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	147,638	147,704	147,704
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0
地域密着型通所介護	47,595	48,269	50,475
介護保険施設サービス			
介護老人福祉施設	357,064	357,224	357,224
介護老人保健施設	314,612	314,752	314,752
介護療養型医療施設	0	0	0
介護医療院	0	0	0
介護サービスの総給付費(小計)→(I)	1,484,539	1,540,380	1,594,094

## 2 介護予防給付に係る給付費

要支援1・2の認定者が利用できる「介護予防給付」の給付費は下表のとおり見込みます。

### 【介護予防給付の見込み】

(単位：千円)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅介護予防サービス			
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	3,251	3,550	3,292
介護予防訪問リハビリテーション	184	184	184
介護予防居宅療養管理指導	586	586	586
介護予防通所リハビリテーション	15,071	13,912	13,456
介護予防短期入所生活介護	577	578	371
介護予防短期入所療養介護	631	632	632
介護予防福祉用具貸与	2,657	2,666	2,728
特定介護予防福祉用具購入費	216	216	216
介護予防住宅改修	1,359	1,359	1,359
介護予防特定施設入居者生活介護	695	695	695
介護予防支援	7,892	7,897	8,006
地域密着型介護予防サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	2,230	2,231	2,231
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
介護予防サービスの総給付費(小計) → (Ⅱ)	35,349	34,506	33,756
総給付費(合計：(Ⅰ)+(Ⅱ))	1,519,888	1,574,886	1,627,850

## 第2節 第1号被保険者保険料の見込み

### 1 介護保険事業費

保険料算定の基礎となる介護保険事業費は、大きく標準給付費と地域支援事業費に分けられます。

標準給付費は、要介護認定者に対する介護給付費と要支援認定者に対する予防給付費を合わせた総給付費、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料を合算したものです。なお、制度改正、消費税増税（平成31年10月施行予定）等に伴う「一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額」「消費税率等の見直しを勘案した影響額」を加味して算出しています。

その結果、第7期の介護保険事業費は約54億円を見込みます。

#### 【保険料算出の流れ】

(単位：千円)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
介護保険サービス給付費	1,484,539	1,540,380	1,594,094	4,619,013
介護予防サービス給付費	35,349	34,506	33,756	103,611
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額	△ 400	△ 648	△ 694	△ 1,742
消費税率等の見直しを勘案した影響額	0	18,899	39,068	57,967
特定入所者介護サービス費	91,000	92,000	93,000	276,000
高額介護サービス費	30,000	32,500	35,000	97,500
高額医療合算介護サービス費等給付額	2,500	2,600	2,700	7,800
審査支払手数料	1,450	1,498	1,558	4,507
標準給付費	1,644,438	1,721,735	1,798,482	5,164,656
地域支援事業に係る費用	100,000	101,000	102,000	303,000
介護保険事業費（計）	1,744,438	1,822,735	1,900,482	5,467,656

※ 各項目の数値は千円単位で四捨五入しているため、合計値と一致しないことがあります。

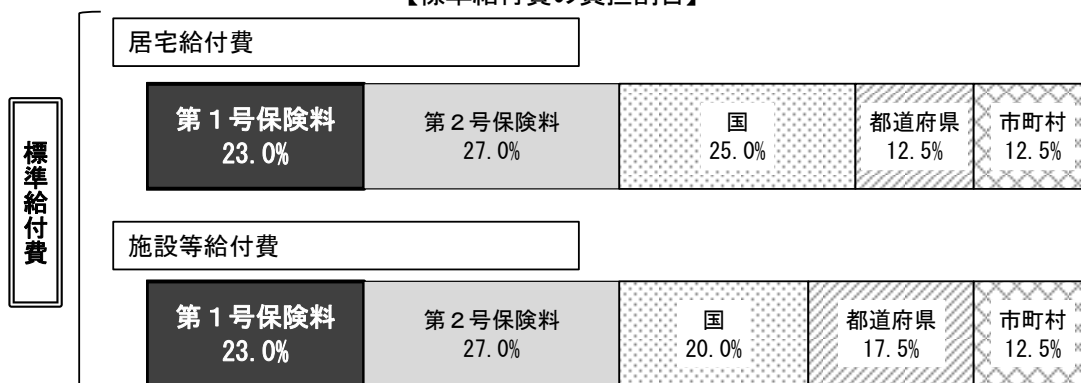
## 2 介護保険の財源

標準給付費は、国、都道府県、市町村による公費と、第1号被保険者及び第2号被保険者の保険料により、50%ずつ負担する仕組みとなっています。被保険者の負担分のうち、第1号被保険者と第2号被保険者の負担割合は、高齢化の進行などにより人口の構成比が変化することから、計画期間（3年）ごとに見直しされ、第7期計画においては、第1号被保険者が23%、第2号被保険者が27%になります。

なお、標準給付費の国庫負担分である居宅給付費の25%、施設等給付費の20%のうち、それぞれ5%にあたる額は、市町村間の財政力格差を調整するため、調整交付金として交付されま。この調整交付金の割合は標準的には5%ですが、各市町村の高齢者年齢構成（65～74歳、75～84歳、85歳以上の3区分）の割合や第1号被保険者の所得水準に応じて変動しますので、それによって、第1号被保険者の負担割合も変わることになります。

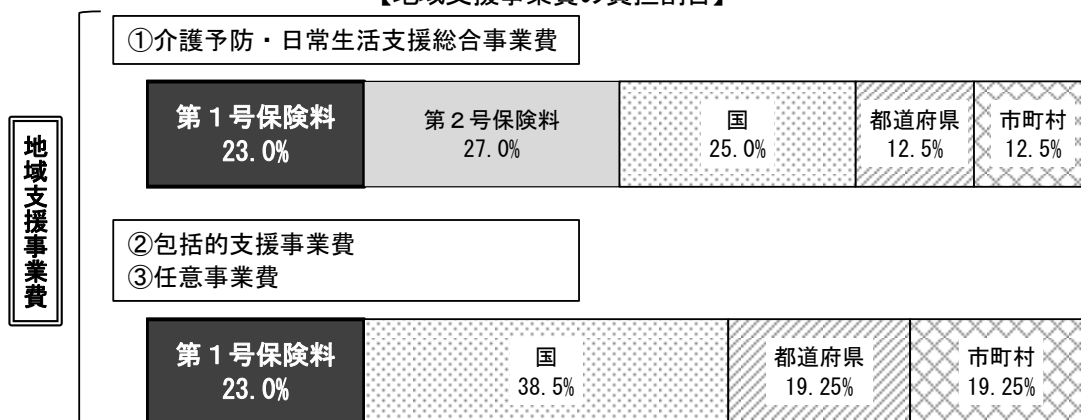
また、地域支援事業費については、介護予防・日常生活支援総合事業費は居宅給付費の負担割合と同じですが、包括的支援事業費と任意事業費については、第2号被保険者の負担はなく、第1号被保険者の保険料と公費によって財源が構成されています。

【標準給付費の負担割合】



- ※ 施設等給付費とは、都道府県知事が指定権限を有する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特定施設に係る給付費。
- ※ 居宅給付費とは、施設等給付費以外の給付費。

【地域支援事業費の負担割合】



### 3 第1号被保険者保険料について

第1号被保険者における第7期介護保険料基準額（月額）は、各種サービス量や給付費の見込み等に基づき、厚生労働省が運営している「地域包括ケア「見える化」システム」において算定作業を行い、第6期の5,200円から6,000円（15.4%上昇）となりました。

#### (1) 第1号被保険者で賄う介護保険料収納必要額

平成30年度から平成32年度までの介護保険事業費見込額から第1号被保険者で賄う保険料収納必要額は、次のように算出します。

##### 【第1号被保険者で賄う介護保険料収納必要額】

平成30年度から平成32年度までの介護保険事業費見込額：5,467,656千円
×
第1号被保険者で賄う保険料の標準割合：23%
=
第1号被保険者保険料負担分相当額：1,257,561千円
+
調整交付金相当額：265,808千円
-
調整交付金見込額：341,024千円
+
財政安定化基金拠出金見込額：0円
+
財政安定化基金償還額：0円
-
準備基金取崩額：14,400千円
=
平成30年度から平成32年度までの保険料収納必要額：1,167,945千円

※ 各項目の数値は千円単位で四捨五入しているため、合計値と一致しないことがあります。

## (2) 保険料率の算定

平成30年度から平成32年度までの保険料収納必要額から第1号被保険者の保険料率は、次のように算出します。

### 【保険料率の算定】

平成30年度から平成32年度までの保険料収納必要額：1,167,945千円
÷
予定保険料収納率（平成30年度から平成32年度までの平均予定収納率）：98.5%
÷
補正第1号被保険者数 16,468人 ※補正第1号被保険者数とは65歳以上を所得に応じて1段階から9段階に分けて各段階の割合に被保険者数を乗じて算出します。例えば、1段階の割合は0.5なので被保険者数も0.5人換算し、9段階の割合は1.7なので被保険者数も1.7人換算します。
＝
年額 72,000円（基準額） ※72,000円÷12か月＝ <b>6,000円</b> （1か月当たり保険料）

## (3) 第1号被保険者の所得段階別保険料

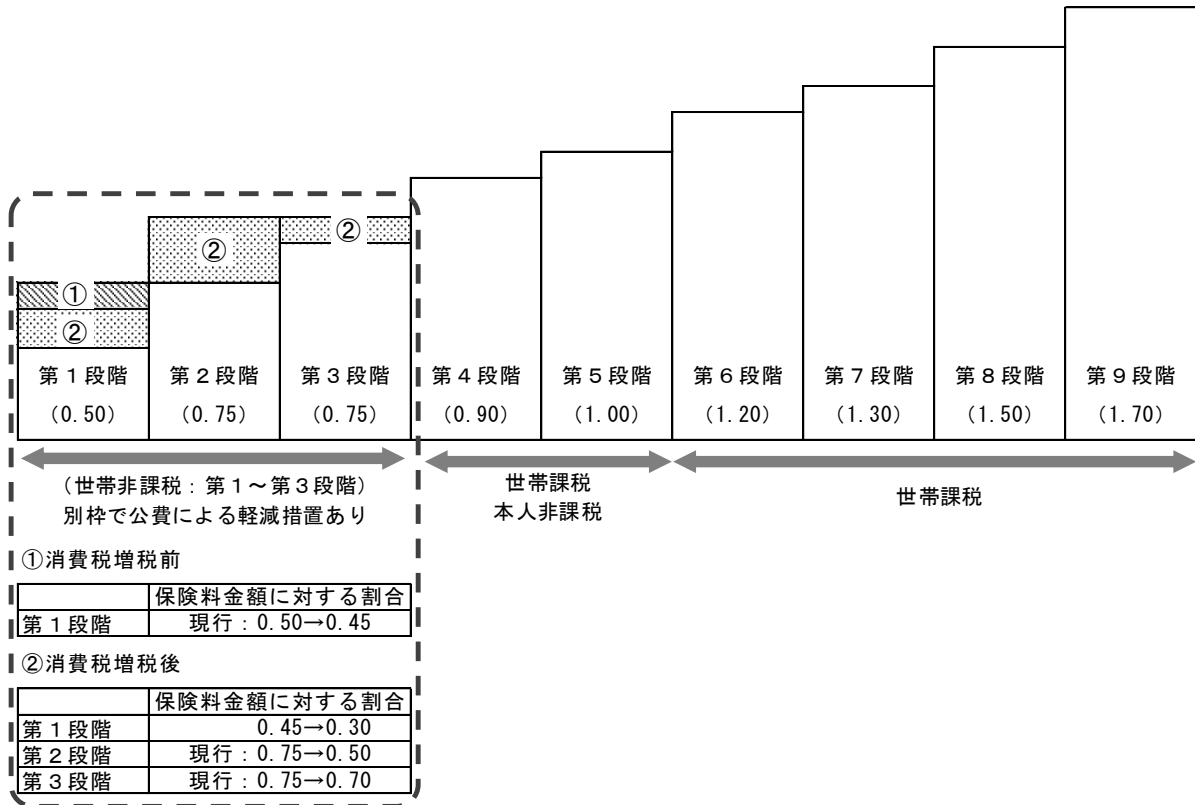
第7期計画期間の第1号被保険者の所得段階別保険料は以下のとおりです。

### 【第1号被保険者の所得段階別保険料（月額）】

区 分			計算方法	保険料月額
第1段階	本人が町民税非課税	生活保護、老齢福祉年金受給、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額×0.50	3,000円
第2段階		本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	基準額×0.75	4,500円
第3段階		本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える	基準額×0.75	4,500円
第4段階	世帯課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額×0.90	5,400円
第5段階		本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える	<b>基準額×1.00</b>	<b>6,000円</b>
第6段階	本人が町民税課税	本人の合計所得金額が120万円未満	基準額×1.20	7,200円
第7段階		本人の合計所得金額が120万円以上200万円未満	基準額×1.30	7,800円
第8段階		本人の合計所得金額が200万円以上300万円未満	基準額×1.50	9,000円
第9段階		本人の合計所得金額が300万円以上	基準額×1.70	10,200円

なお、低所得の第1号被保険者には、第6期計画期間に公費による軽減措置が行われており、第7期計画期間においても継続が予定されています（下図①）。また、平成31年10月に予定されている消費税増税に合わせて、第1段階から第3段階の被保険者は、さらに公費による軽減措置が予定されています（下図②）。

■公費による介護保険料の軽減措置



その結果、軽減措置後の介護保険料は以下のとおりとなります。

■公費負担による軽減措置後の介護保険料（予定）

所得段階	消費税増税前（月額）	消費税増税後（月額）
第1段階	2,700円	1,800円
第2段階		3,000円
第3段階		4,200円



涌谷町

高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画

平成30年3月

---

発行／涌谷町町民医療福祉センター 健康課・福祉課

〒987-0121

宮城県遠田郡涌谷町涌谷字中江南278

TEL (0229) 43-5111 (代)

FAX (0229) 43-5717

編集協力／株ぎょうせい

